

重点要望事項

1. 小規模事業対策の拡充・強化

(1) 平成18年度からの三位一体改革での税源委譲に伴い、小規模企業等活性化補助金による小規模事業対策については、各都道府県の裁量で実施されており、地方によっては財政事情等を理由に関連予算が大幅に削減されている。

兵庫県においても平成19年度から同対策予算（地域経済活性化支援費補助金）が削減されているが、景気の減速とともに、中小企業の底上げが重要な政策課題となっている現在、地域の経済環境や小規模事業者の実態に応じて、相談指導事業をはじめとする経営支援事業を商工会議所が存分に展開また維持できるよう、補助対象職員の人件費（特に経営指導員設置基準の見直しによる定数増と記帳専任職員の存続）や事業費等の小規模事業対策予算を継続的かつ安定的に確保されたい。

なお、地域活力増進事業、労働環境対策事業の運営についても、事業執行に支障のないよう配慮されたい。

(2) 市町の合併した地域では、商工会議所・商工会が旧市町を地区としたままで存続・活動しているので、今後も商工業者への支援・サービスが低下しないよう経営指導員等の配置数また人件費に配慮されたい。

【回答】

(1) 小規模事業者に対する金融、税務、経営に関する相談・指導等を中心とする経営改善普及事業など、地域の総合経済団体として商工会議所が実施する各種事業の重要性は十分認識しており、従来から事業推進に必要な人件費及び事業費を地域経済活性化支援費補助金により支援してきている。

これら商工会議所への支援については、今後とも団体の人的・財政的基盤の強化等に配慮しつつ、団体の広範な事業実施に支障のないよう関係予算の確保に努め支援していく。

また、地域活力増進事業、労働環境対策事業については、県の予算の成立を前提に、3月に補助対象案件の審査を実施し、早期の事業執行に配慮している。

(2) 市町合併の進展に伴い、商工会議所と商工会が併存する市においては、それぞれが地域の経済団体としての機能を発揮して、小規模事業者の経営改善普及事業に取り組んでいるところであるので、今後とも小規模事業者への支援・サービスが低下しないよう関係予算の確保に努め、支援していく。

2. 中小企業に対する公的融資の充実・強化

(1) 原油・原材料価格の高騰や建築・住宅着工市場低迷の悪影響は、今や該当業種のみならず周辺業種にまで広がっている。

こうした中、経営安定関連（セーフティネット）保証制度については、急速な業況悪化に苦しむ中小企業や小規模事業者にとって円滑な資金調達のための不可欠な

制度であるので、制度の趣旨を踏まえ、対象業種の拡大、保証料率の引き下げ、保証限度額の拡大など、真に利用者にとってメリットのある制度になるよう国等に働きかけられたい。

- (2) 大企業に比べ資金調達力に限りがある中小企業にとって、責任共有制度の対象外である「小口零細企業保証制度」は、資金繰りの円滑化に大きな効果が期待できることから、保証限度額を現状の 1,250 万円から 3,000 万円程度に拡充するよう国等に働きかけられたい。

【回答】

- (1) セーフティネット対象業種については、緊急保証制度開始時（平成 20 年 10 月 31 日）における 545 業種から段階的に拡大され、現在 760 業種となっている。

また、保証料率は 0.8% と一般保証に係る標準的な保証料率よりも低い率が適用されるため、中小企業にとって、より利用しやすい制度となっている。

しかしながら、原油・原材料価格の高騰等に加え、世界的規模での急激な景気後退により、県内中小企業を取り巻く環境は、いまなお厳しい状況にある。

このため県では、既に国に対して、①全ての保証対象業種へのセーフティネット保証の拡大、②現行の保証制度の要件等を大幅に緩和した特別保証制度の創設など、中小企業の経営実態を十分に踏まえた積極的かつ円滑な資金調達支援を求めているところである。

- (2) 小口零細企業保証制度の兵庫県信用保証協会における保証承諾実績は、4,886 件、約 191 億円（平成 19 年 10 月 1 日～21 年 2 月末日）と多くの企業に利用されており、小規模企業者への安定的な資金供給を維持し、経営の安定に大きな役割を果たしている。ただ、平成 20 年 3 月時点で、保証残高が 1,250 万円以上ある小規模企業者（従業員 20 人以下）は、保証を利用している小規模企業者全体の概ね 35% となっており、この企業は小口零細企業保証制度を利用できないことになる。

このため県では、こうした小規模企業者の保証利用状況を踏まえ、既に国に対して小口零細企業保証制度の保証限度額の引き上げを求めているところである。

3. 高速道路ネットワークの整備

- (1) 大阪湾岸道路は、大阪湾臨海部における大量かつ重交通を円滑に処理し、より効果的・効率的な経済活動に貢献するとともに、地震等の災害にも強い代替性のある道路網を形成する重要な基盤施設である。

現在、西伸部のうち「六甲アイランド～駒ヶ林南間」が平成 20 年度内の都市計画決定に向けて手続きが進められているが、真に必要な道路として、大阪湾岸道路西伸部の平成 21 年度事業化に向けた取り組みをお願いしたい。

- (2) 名神高速道路とスーパー中枢港湾・阪神港を直結するとともに、神戸・阪神地区の慢性的な交通渋滞を解消する名神湾岸道路線の早期事業化に向けた取り組みをお願いしたい。

- (3) 国道 2 号姫路バイパスなど播磨臨海地域の主要道路の交通渋滞を解消し、国内有数のものづくり拠点である播磨臨海地域の持続的発展を支える播磨臨海地域道路（神戸姫路間道路）の早期事業化に向けた取り組みをお願いしたい。

【回答】

(1) 大阪湾岸道路西伸部は、神戸・阪神地域の慢性的な交通渋滞を解消し、国道43号沿道の抜本的な環境改善を図るとともに、国際物流基幹ネットワークとしてスーパー中枢港湾・阪神港や関西国際空港等の物流拠点と大阪湾バイエリアの産業集積地域の有機的連携を図る道路である。

大阪湾岸道路全線約80kmのうち、西伸部（六甲アイランド～名谷JCT）約21kmのみが未整備であり、早期整備が必要である。駒ヶ林南～名谷JCT間6.4kmについては平成6年9月に都市計画決定済であり、六甲アイランド～駒ヶ林南間14.5kmについては平成21年3月6日に都市計画決定したところである。

また、県としては、直轄事業と阪神高速有料事業の合併施行による平成21年度事業化、直轄事業については新直轄のような国費率の高い方式を国に要望している。引き続き、国・神戸市との連携のもと、早期事業化に取り組んでいく。

(2) 名神湾岸連絡線は、神戸・阪神地域の慢性的な交通渋滞を解消し、国道43号沿道の抜本的な環境改善を図るとともに、国際物流基幹ネットワークとして我が国物流の大動脈である名神高速道路とスーパー中枢港湾・阪神港を直結する道路であり、早期事業化が必要である。

今後、計画の具体化に向け、国が中心となってパブリックインボルブメント（PI）を実施する予定であり、早期のPI着手を国に強く働きかけるとともに、県としても全面的に協力していく。

(3) 播磨臨海地域道路（神戸姫路間道路）は、国道2号姫路・加古川バイパスの慢性的な交通渋滞を解消するとともに、神戸西バイパスや阪神高速道路網と一体となって我が国の国際競争力の強化に資する道路であり、早期事業化が必要と考えている。

今後も引き続き、関係市町等と連携しながら、早期事業化に向けた取り組みを継続して進めていくこととしており、21年度はICアクセス道路の検討や、引き続き国への要望活動などを実施する予定である。早期事業化のためには、行政の取り組みだけでなく、地元からの気運の盛り上がりが必要と考えており、地元経済界による精力的な取り組みが継続されることを期待している。

個別要望事項

1. 中小企業対策の推進

(1) 地元優先発注の徹底と入札制度の適正な運用

- ① 地元建設関連事業者は、社会資本整備をはじめ安心・安全なまちづくりや豊かな生活空間を創出する重要な担い手として、地域の経済・社会の中で欠かすことのない役割を担っている。こうした地元建設関連事業者の健全な育成・発展を図るため、必要な公共事業事業予算の維持・拡大について引き続き努められたい。
- ② 公共事業の減少や建設資材の著しい高騰による採算悪化など、従前にも増して厳しい環境に置かれている地元中小建設業および関連事業者に対して、公共事業の分離・分割発注並びに地元優先発注の徹底など、公共事業への参入機会の拡大について、引き続き特段の措置を講じられたい。
- ③ 入札制度においては、ダンピング受注など工事品質の低下を防止し、良質な社会

基盤を整備する観点から、引き続き適正な基準での運用を図られるとともに、地元社会貢献の評価を入札制度に重用されるなど地元優先発注に努められたい。

【回答】

(1) 地元優先発注の徹底と入札制度の適正な運用

- ① 新行財政構造改革推進方策を踏まえ、県全体の投資事業費総額の範囲内で、県民の安全と安心の確保、多彩な交流の推進、老朽化する既存ストックへの対応など、整備の遅れている分野や時代の変化に対応すべき分野への選択と集中を図り、県民生活に密着した社会基盤の整備を重点的に、効率的に推進する。
- ② 限られた公共事業費のなか、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の趣旨に基づき、可能な限り分離・分割発注を行い、地元建設企業の受注機会の確保に努める。

また、制限付き一般競争入札及び指名競争入札による発注に当たっては、地元建設企業の入札参加機会を確保するため、引き続き工事箇所を中心として、入札参加できる所在地要件を設定し、企業を指名している。

厳しい経済環境を踏まえ、地元建設企業の受注機会を確保するため、引き続き工事の分離・分割発注や規模が小さく不可欠な維持修繕工事の優先実施等により小規模事業を確保するとともに、県単土木事業をはじめ後年度実施予定の事業を前倒し発注することによる事業量の確保に努める。

- ③ 平成21年度入札制度の改善にあたっては、工事の品質確保への悪影響が懸念される低入札価格による受注を防止するため、最低制限価格を引き上げるとともに、社会貢献活動を行っている企業をより一層評価するため、技術・社会貢献評価制度を拡充する。

1. 中小企業対策の推進

(2) 中小企業の人材育成・雇用対策への支援

- ① 景気悪化によって雇用情勢にも変化が見られるものの、県内各地域の中小企業においては、求職者へのPR機会が乏しく、有能な人材の確保が困難な状況が続いている。ついては、県外地域での企業説明会などを継続開催するとともに、商工会議所などが企画・実施する人材マッチング事業への支援を拡充されたい。
- ② 技術革新への対応や団塊世代の退職を背景とした技術・技能の継承が企業経営の大きな課題となっており、所要の人材育成の観点から、兵庫県が計画する「ものづくり大学校」の整備を着実に進められたい。また、独立行政法人雇用・能力開発機構の運営見直しが検討される中、その柱である職業能力訓練事業が縮小・廃止されるならば、県内産業界への影響も懸念されることから、兵庫県として補完すべき対応策について検討されたい。
- ③ 商工会議所では、国から受託した「ジョブ・カード制度」の推進に取り組んでおり、兵庫県が実施する職業能力開発に係る各種事業との相互連携により、県内における制度普及を共に図られたい。
- ④ シニア層の雇用に前向きに取り組む中小企業を支援するため、「定年引上げ等奨励金」などの各種助成制度の拡充について引き続き働きかけられたい。
- ⑤ 外国人労働者の受入れを容易にするため、在留資格認定要件の緩和など制度の見直しや手続きの簡素化について国に働きかけられたい。

【回答】

(2) 中小企業の人材育成・雇用対策への支援

- ① 景気の影響により雇用情勢が悪化しているが、一方で技術職や技能職などものづくり企業の基幹を担う中堅的な人材確保は、依然困難な状況が続いている。

このため、自県内での求人数が少ない四国・九州地域において、兵庫県の中小企業情報の発信やマッチングの場の提供を引き続き実施する。

また、若年労働力の域外流出などにより労働力が相対的に不足している但馬・丹波・淡路の各地域においては、地域定着やUターン促進、企業見学会、説明・面接会などを開催し、人材確保を支援する。

さらに、不安定就労の状況にある若者を正規雇用へと誘導する、企業面接・相談会を商工会議所など経営者団体と共同で開催するなど、今後も中小企業の人材確保の支援に取り組む。

- ② ものづくり人材の不足や技術・技能の継承の危機に対応するため、①技術・技能の継承やものづくり現場を支える人材の育成・確保・供給を図る機能と、②ものづくりの体験・学習を通して子供達の理解と意識を高める機能を併せ持つ拠点として整備を進めている「ものづくり大学校（仮称）」については、平成 23 年度の供用開始に向けて 21 年度から建築工事に着手することとしている。また、独立行政法人雇用・能力開発機構については、平成 20 年 12 月に見直しの方向が閣議決定され、職業訓練等を実施している地域のポリテクセンターについては、都道府県等の希望に応じて可能な限り移管できるよう関連法の改正等を行うこと、さらには内容が定型化している民間等への委託訓練は原則として県等に移管することなどが決定されたところである。県としては、ポリテクセンターの移管については、運営費等の条件が明確になった時点で、県内の職業訓練機能や公共職業能力開発施設全体のあり方を踏まえ、その必要性等を検討していく予定であるが、ものづくり大学校（仮称）の整備等、県全体として公共訓練機能の一層の充実を図っていくこととしている。

- ③ 平成 15 年度より、職業能力開発支援のネットワークとして、行政、職業能力開発・就職支援機関、労使団体、商工団体（商工会議所、工業会等）等による「兵庫しごとカレッジシステム運営協議会」を設置・運営しており、「ジョブ・カード制度」への対応についても関係団体・機関への情報提供や協力要請を行ってきた。

また、上記の「兵庫しごとカレッジシステム運営協議会」とほぼ同じ団体が参画する「兵庫県地域ジョブ・カード運営本部」（平成 20 年 7 月設置、事務局：神戸商工会議所）に県も構成団体として参画し、若者しごと倶楽部、若者サポートステーションの来所者への PR に努めている。

さらに、県立職業訓練施設において「ジョブ・カード制度」対象訓練として、委託訓練活用型デュアルシステムを実施し、訓練生等への制度利用を促進している。

- ④ 企業に対する高年齢者雇用機会確保措置の確実な実施、さらには「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に向けて、国及び関係機関とも連携しつつ、事業主団体等を通じて、傘下企業に対する「定年引き上げ等奨励金」等各種助成制度の活用について、情報提供に努めている。なお、定年引き上げ等奨励金については、平成 21 年度に拡充される見込みとなっている。

- ⑤ 外国人労働者については、平成 19 年に雇用対策法が改正され、すべての事業主に外国人労働者の雇入れ、離職の際のハローワークへの届け出が義務付けられた。平成 20 年 10 月末までに届け出られたデータでは、県内の 2,189 事業所で 10,715 人の外国人労働者が雇用されている。

労働力不足分野への外国人技能者の受入れの必要性が指摘されているが、単純労働者の受入れについては十分慎重に対応するという政府の基本方針がある。こうした中、経済連携協定によるインドネシア人看護師等の受入れ開始などの新しい動きもあり、県としても外国人労働者の受入れのあり方や問題点等について、国の同行等を注視してまいりたい。

1. 中小企業対策の推進

(3) 中小企業の各種認証取得や環境対策への支援強化

- ① 今年 5 月に G 8 環境大臣会合が開催されたが、今後、温室効果ガス削減等地球環境改善に向けた取り組みが必要である。

特に、対応が遅れているオフィス・店舗や中小企業の環境への取り組みを促進されたい。また、環境保全に関連する新たな設備投資をする際の支援措置を拡充されたい。さらに、商店街等のマイバッグ持参運動など、環境問題への積極的な取り組みについても引き続き支援されたい。

- ② 中小企業の B C P（緊急時企業存続計画）の普及を図るため、B C P 導入時のインセンティブを高める施策を講じられたい。

【回答】

(3) 中小企業の各種認証取得や環境対策への支援強化

- ① 県では、新兵庫県地球温暖化防止推進計画の 6 %削減目標の達成を図るため、条例による排出抑制、省エネ機器の導入促進、県民の省エネ行動の推進など総合的な施策を計画的に実施している。

特に、平成 19 年度から、排出量に占める割合の大きい産業部門、排出量の伸びの大きい民生（業務・家庭）部門の取り組みを重点に、「止めよう温暖化！～ひょうごから あなたから～」をキャッチフレーズに、県民・事業者・行政が一体となって温暖化対策を推進している。

ご要望のオフィス・店舗や中小企業の環境への取り組みの促進については、平成 19 年度から新たに指導要綱を定め、条例対象外の中小事業所（大気汚染防止法対象事業所：2060 事業所）やコンビニ、スーパーなど県内に複数店舗を有する事業者（20 社 1800 店舗）に対し、温室効果ガス排出抑制計画の策定、措置結果の報告の指導を行うことにより、自主的な取り組みの推進を図っているが、さらに、要綱対象を外食産業やホームセンターにも拡大することとしている。

また、平成 21 年度の新規事業として、「CO₂削減協力事業の試行」を掲げており、大規模事業者が中小事業者に技術、資金等を支援し、共同して削減した排出量を大規模事業者に移転する制度の試行を行う。

環境保全に関連する新たな設備投資については、中小企業者に対して、従来から地球環境保全資金融資制度を設けて支援しているところである。

平成 21 年度からは限度額の引き上げを行うなど、制度の一層の充実を図ることとしており、今後ともこうした支援を継続する。

また、ごみの減量化、再利用、再資源化を図る資源循環型社会の形成を目指し、ライフスタイルの見直しを呼びかけるため、3 R 推進月間である 10 月を中心に、内閣府等と連携して「地球環境時代！新しいライフスタイル展開キャンペーン（環境にやさしい買い物キャンペーン）」を実施するほか、県内 5 か所の大型商業施設で、

マイバッグ運動及びレジ袋削減運動の展開、過剰包装の削減、省エネ家電の普及をテーマに、「わが家（わが社）の省資源・省エネキャンペーン」を展開するなど、消費者団体や企業をはじめ、広く県民にアピールすることとしている。美しい地域景観の創出、魅力あふれる地域づくりのために、全国一斉に始まるごみ減量・リサイクル推進週間（ごみゼロの日 5月30日から6月5日まで）を皮切りに環境月間（6月）及び海、山開きのシーズンである7月まで、ひょうごのイメージアップ等を図るため、県内全域で「クリーンアップひょうごキャンペーン」（環境美化統一キャンペーン）を展開することとしており、兵庫県商工会議所連合会をはじめ、県内の業界団体等を通じて事業実施を呼びかけることとしている。

② 中小企業BCP

県としても、企業の経済活動の復旧・復興が地域の雇用確保や産業振興にとって重要であることから、企業がBCPを作成することは極めて重要なことと認識している。

現在、県では、関係団体が実施する企業のBCP策定支援の講習会・研修会等に対し財政的な側面から支援しており、今後とも、中小企業のBCPの普及を図るため、BCP導入時のインセンティブを高める施策や策定支援の方向性等について検討していきたい。

1. 中小企業対策の推進

(4) 中小企業のIT化支援

中小企業におけるIT化を促進するため、人材の育成やIT関連機器導入、システム開発等を対象とした助成措置の拡充・強化を図られたい。

【回答】

(4) 中小企業のIT化支援

「ひょうご情報交流戦略」（重点取組期間 平成19～21年度）のもと、中小企業のIT導入を支援するとともに、その利用環境を整備するため、個々の中小企業のIT化ニーズに対応した専門家による指導助言、ITを活用した新たな事業分野の開拓による新事業開発への支援などを積極的に進めていく。

1. 中小企業対策の推進

(5) 法人県民税の超過課税の撤廃

昭和49年度の導入以来再々延長されてきた法人県民税の超過課税については、平成21年9月30日までに開始する法人の事業年度をもって終了することになっており、再度延長することなく撤廃されたい。

【回答】

(5) 法人県民税の超過課税の撤廃

法人県民税の超過課税については、関係企業にご協力をいただき、これまでCSR施設の整備をはじめ、スポーツクラブ21ひょうご、県民交流広場事業などを積極的に展開し、勤労者の生活の充実を図ってきた。

一方、本県の極めて厳しい財政状況にあっても、喫緊の課題である勤労者の仕事と生活の調和を実現し、多様な働き方、生き方や健康で豊かな生活環境の確保が可能となる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、勤労者福祉の向上をめざすという基本を貫きながら、①勤労者の労働環境向上、②子育てと仕事の両立、③子育て世帯への支援に取り組むため、本年9月末までの時限措置として実施してきた超過課税を平成26年9月末まで5年間延長させていただくこととし、2月定例県議会に上程のうえ、去る3月19日に県議会のご議決をいただいたところである。

今後は、対象となる全法人にリーフレットを送付するなど、税を活用する事業内容を含めたPRに努めるとともに、これまでいただいたご意見も踏まえ、超過課税延長の円滑な実施に向け、取り組んでいきたいと考えている。

2. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

(1) 商店街等の活性化支援

- ① 商店街の空き店舗対策事業やイベント等の活性化事業に対する支援策等の拡充を図られたい。また、各種助成事業が効果的に活用されるよう資金使途や申請時期の条件緩和・弾力化を図られるとともに、補助率の引き上げや事業の複数年化等についても柔軟に運用改善を図られたい。
- ② 商店街・小売市場の活性化と意識改革のきっかけづくりを図るため、やる気のある商店街等やNPOをはじめ任意の異業種交流グループなど支援対象の枠組みを広げ、より重点的な支援を行われたい。また、小売商業の次世代のリーダーを育成するため、若手商業者の取り組みや大学との連携等を引き続き積極的に支援されたい。

【回答】

(1) 商店街等の活性化支援

- ① 商店街等は、これまで商業的機能に加えて地域コミュニティの中核機能としての一面も有してきた。しかしながら、現状では商業的機能のみならずコミュニティ機能の低下も進んでいると考えられることから、地域住民に商店街等の重要性を認識してもらい、商店街等に足を向けてもらうため、コミュニティ機能の再生を図り、まちづくりの観点から取組を進めることが、商店街の活性化に向けて重要と考えられる。このことから、ひょうご産業活性化センターの有する情報発信、アドバイザー機能を活用しつつ、商店街等の空き店舗においてやる気ある商業者への新規出店支援事業や、空き店舗を活用した託児所等の子育て支援や高齢者交流スペースの設置等を支援する活性化支援事業を実施するほか、商店街活性化事業（元気づくり事業）により地域と一体となって実施するイベント事業等を支援し、地域のにぎわい創出や商店街活性化に不可欠なリーダーの創出・育成等を図るなど、商店街活性化のために多面的な支援を進めていく。
また、商店街活性化事業（先導的活性化事業）については、補助期間を2年ないし3年としているほか、「空き店舗活用支援事業」についても新規出店支援事業、活性化支援事業については、補助期間を2年とし、複数年にわたる事業に対応している。申請時期についても募集締切後でも、予算の範囲内で随時受付を行うなど柔軟な対応に務めている。
- ② 従来より商店街活性化事業（先導的活性化事業）により、地域に根ざした団体や市町と連携し先導的な複数の取り組みを行う商店街等に対して重点的に支援を行ってき

たところである。また、空き店舗活用支援事業のうち、商店街に子育て支援や高齢者交流スペース等を設置する活性化支援事業については、商店街のみならず、NPOや任意の商業者が含まれるグループをも補助対象とし、幅広い取り組みができるよう支援を行っている。

これらの事業の実施過程において、若手事業者による商店街活動の活発化、大学等との連携などの事例が見られるところであり、今後とも、こういった取り組みに対して支援を継続してまいりたい。

2. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

(2) 中心市街地活性化対策

- ① 中心市街地活性化法による取り組みを効果的に進めるため、事業推進の中心となる中心市街地活性化協議会への運営補助、兵庫県による市町への支援強化及び市町等行政内部における体制整備等に取り組まれない。
- ② 大型店・ミニスーパー等の出退店等は周辺商店街等に多大な影響を与えるため、公的機関の用地分譲やまちづくり計画等に配慮するとともに、適切な規制措置を講じられたい。また、大型店の地域貢献・社会的責任の推進・確保を図るため、兵庫県におかれても、「事業者と地域の連携・協働のためのガイドライン（仮称）」を制定し、商工会議所はもちろんのこと地域のまちづくり団体への加入や行事・イベントなどへの参画、未成年者非行防止への対応などについて、指導・監督、フォローアップに取り組まれない。
- ③ 「コンパクトなまちづくり」実現のための街なか居住を促進するため、都心部に公営の高齢者対象マンションや公的医療機関等を整備するなど、施設配置の検討や施策の実施について主導的な役割を果たされたい。
- ④ 中心市街地と交通不便地域を結ぶ公共交通機関を充実させるため、コミュニティバスの運行についての助成策の拡充を検討されたい。

【回答】

(2) 中心市街地活性化対策

- ① まちづくり三法の改正にともない、中心市街地活性化基本計画は内閣総理大臣の認定を受けることとされたが、その計画策定や事業推進の中心となるべき中心市街地活性化協議会への支援については、国の「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金」制度による協議会事務局への支援措置が創設されたほか、県では県民局まちづくり担当等が市町の要請に応じて協議会に参画し、庁内関係各課室と連携のもと必要な情報提供や助言を行なうなど、基本計画の作成を支援している。

また、県・関係市町で構成する協議会において、中心市街地活性化基本計画の広域的な課題や大規模な集客施設の立地誘導方策等の協議・調整を行っており、そのなかで市町の取り組みを促している。

さらに、市町、TMO及び地域住民等のパートナーシップのもと、中心市街地活性化の取り組みが推進されるよう先進事例や支援制度に関する情報提供を行うとともに、中心市街地まちづくり推進協議会による情報交換などを引き続き行う。

- ② 県では、大規模集客施設の出店に際し、計画段階から事業者と県や市町、関係行政機関が協議・調整を行うための「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」に基づき、「大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関

する計画との整合」についても協議・調整している。

この「県のまちづくりに関する計画」には、広域的な観点から大規模な集客施設の立地誘導・抑制の方針や商業ゾーンを定めた「広域土地利用プログラム」も含まれており、これにより適切な立地誘導を図っている。

また、特に大規模な集客施設等が出店する場合には、同条例による協議・調整の際に、まちづくりの観点から地域との連携方策について検討するよう、事業者に働きかけている。

まちの魅力向上のためには、大型店を含む地域の様々な主体が、連携して活性化に取り組んでいくことが必要である。このまちづくりの観点から地域における賑わいや活気の創出を図るため、商店街等における来街者数の向上を目的としたイベントに対する助成や、空き店舗を活用した新規開業事業やコミュニティ施設の設置事業等に対する助成を行うなど、総合的な商業活性化策を講じている。

このような事業の実施を通じて、イベントへの参画等大型店と商店街等の連携の促進を図っているところである。

また、百貨店協会や全国チェーン店協会などにおいて地域貢献活動のガイドライン等を作成し、地元の商店街活動等への加入も呼びかけているので、商工会議所等におかれても、こうした地域貢献活動の推進協力の働きかけを通じて、大型店やチェーン店の加入促進を図っていただきたい。

- ③ 人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化や中心市街地の衰退などまちづくりの新たな状況等に対応するため、市町のまちづくり計画策定や施策実施等の指針として平成19年7月に「まちづくり基本方針」を改訂した。

「コンパクトなまちづくり」については、都市施設や居住施設等の集約化を基本とした都市機能の再編の考え方を示したところであるが、個別の市街地、地域の特性や状況を的確に把握し目標を見極めながら各種のまちづくり施策が実施されるよう、引き続き周知していく。

- ④ 各市町域内の生活交通の維持確保は、基本的には、地元市町の責任で行うべきものと考えているが、高齢化の進展に伴って県民の足としてのコミュニティバスの重要性・必要性が高まりつつあるという状況を踏まえ、市町が主体となって各市町域内を運行するコミュニティバスの運行費に対しても、平成16年度から補助を行っている。また、平成20年度からは、地域住民が主体となって運行する市町有償運送やNPO等が運行する過疎地有償運送によるコミュニティバスについても、初期費用の補助を行う制度を新設したところである。

3. ものづくり産業の振興・地場産業の活性化

(1) 新商品開発・産学連携等への支援

- ① 兵庫県立工業技術センターが実施する自立・自助努力型の中小企業に対する技術支援策を強化するとともに、同センターのブランチ機能強化について検討されたい。
- ② 新行財政構造改革による機械金属工業センターの廃止は、中小企業や地場産業の新商品開発や新素材研究に大きな支障をきたすため、技術支援・サービスが低下することのないよう施策を講じられたい。
- ③ 商工会議所等が地元大学や民間企業の研究機関・研究開発部門と産学連携事業として実施する技術シーズセミナーやものづくりスクール、新商品開発研究会等の取り組みに対して、継続的な支援と助成措置を講じられたい。

- ④ ものづくり産業の振興にとって販路開拓が大きな課題となっているので、受発注等取引情報の収集・発信に努めるとともに、商工会議所等が実施する商談・ビジネス交流のための場づくり事業への支援を強化されたい。

【回答】

(1) 新商品開発・産業連携等への支援

- ① 工業技術センターの中小企業等に対する技術相談支援機能や技術高度化支援機能を強化するため、県立工業技術センターの整備に着手するとともに、県内に集積している技術支援機関との情報の共有化を図り、企業の技術相談の利便性向上に努めるなど、工業技術センターのブランチ機能の強化に努める。
- ② 機械金属工業技術支援センターの工業技術センターへの統合に当たっては、本所において、機械金属についての多様化、高度化する企業ニーズに対して、ワンストップで高度な技術支援サービスを提供することにより支援機能の向上を図る。
- また、日常的な技術相談・指導等については、三木市や関係団体と連携を図り、地元の意向を踏まえながら、移動工業技術センター、巡回技術指導、技術講習会、研究会等、ソフト面での技術支援を行う。
- ③ 工業技術センターのシーズ等を紹介する移動工業技術センターを商工会議所や大学等と連携しながら実施するとともに、各地の商工会議所等が行う研究会等の取り組みに対しても、引き続き支援を行っていく。
- ④ 平成19年9月に支援ネットひょうごの中核機関である(財)ひょうご産業活性化センターに「ビジネスプラザひょうご」を整備し、商談会・セミナーの会場や企業間の交流の場としても幅広く活用いただいている。当センターにおいては、県内中小企業の取引機会の拡大を図るため、県内外メーカーや専門商社との商談会を開催して取引情報を提供しているほか、県内外の発注企業に対する発注ニーズ調査、企業訪問で得た発注企業情報をもとに取引情報の収集提供にあたっている。今後とも、県内中小企業の販路拡大を図るため、商談会や企業訪問等による取引情報の収集提供に努めていく。

3. ものづくり産業の振興・地場産業の活性化

(2) 地場産業の振興と関係機関への支援

- ① 西宮・神戸の清酒、神戸のケミカルシューズ、加古川の靴下、三木の利器工匠具、小野のそろばん、西脇の播州織や釣針、龍野の手延素麺や醤油、豊岡の鞆等県下の地場産業を活性化するため、地域のブランドづくりに対する支援策を拡充・強化されたい。また、商工会議所が実施する「JAPANブランド育成事業」や地域資源を利用した特産品開発事業に対し、兵庫県としても支援策を講じられたい。
- ② 販路開拓のため、都市圏で開催される展示会や見本市に兵庫県としてブースを開設するなど地場産品をPRできる機会を設けられるとともに、小売ノウハウを持たない産地企業のための消費者ニーズの収集や商品企画、販売体制・販路を持ったセレクトショップとのマッチング等の実験的販売支援事業を引き続き支援されたい。
- 一方で、県民への啓発など地産地消の促進にも取り組まれたい。
- ③ (財)神戸ファッション協会や(財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関、日本ケミカルシューズ工業組合や灘五郷酒造組合等業界団体への支援の継続・強化を図るとともに、神戸ファッションフェスティバル、三木金物まつり、

西宮酒ぐらルネサンス、たつの市皮革まつり等各地の産業振興事業に対する支援を拡充されたい。

【回答】

(2) 地場産業の振興と関係機関への支援

- ① 西宮・神戸の清酒、三木の利器工匠具、豊岡の鞆等県下の地場産業は、これまで地域経済の発展に大きく貢献してきたが、近年の消費者ニーズの多様化や海外製品との競合、マーケティング力の不足等により、厳しい状況が続いている。

このため、県では、産地企業等が取り組む新製品開発、販路開拓や地域団体商標制度の登録を受けた産地組合が取り組むブランドプロモーション活動、流通チャネルの開拓等への取り組みに対する支援のほか、産地共通の技術的課題解決に向けた高付加価値製品開発等の新たな取り組みに対して支援を行い、産地のブランド化と地場産業の高度化を推進していくこととしている。

また、21年度においては、9月に神戸市内で開催される感性価値創造フェアにあわせ、ケミカルシューズ、播州織などの生活関連産業を「ひょうごファッション」として、全国に発信していくこととしている。

- ② 県では、産地組合が行う都市圏での展示会の開催や見本市への参加に対する支援のほか、業界団体が一堂に会する全国規模の展示会出展事業への支援を通じて、県内地場産業を広く内外にPRし、新たな販路開拓を図っている。

また、引き続き、小売ノウハウを持たない産地企業の消費者ニーズ収集や商品企画など川下への展開を後押しするため、支援機関が実施する産地企業等と販売体制・販路をもったセレクトショップ等とのマッチングによる店舗の一部を活用した実験的販売支援事業を推進していくこととしている。

今後も、県内地場産業を広く内外にPRし新たな需要開拓、地産地消を促進する。

- ③ (財)神戸ファッション協会や(財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関や業界団体が実施する展示会や見本市の開催支援のほか、神戸ファッションフェスティバル等の各地の産業振興事業に対する支援を行い、地場産業の活性化を図っている。

さらに、(財)神戸ファッション協会が実施する産地企業と大手流通業者とのマッチング事業に対し支援を行い産地企業の取引機会の拡大を図っているところである。

4. 新産業の創造・誘致

(1) 創業・経営革新・第二創業に対する支援強化

- ① 地場産業の活性化、雇用創出に資する創業や経営革新・経営力向上に取り組む事業者にとって大きな経営課題となっている金融・財務問題や販路開拓に対して、県下の地域力連携拠点と緊密な連携を図りながら、支援を拡充・強化されたい。
- ② 起業家・ベンチャー企業を支援するために、商工会議所が実施するセミナー及び相談事業等に対する支援策を強化されたい。

【回答】

(1) 創業・経営革新・第二創業に対する支援強化

- ① 県では、創業や経営革新・第二創業に対する支援として、金融面では新規開業貸付、第二創業貸付、経営革新貸付の制度融資等を引き続き実施するとともに、21

年度は「設備活性化貸付」の融資利率の引下げ(1.95%→1.55%(H22.3末まで))や「事業応援貸付(旧事業活性化貸付)」の融資限度額引上げ(5,000万円→1億円)などの拡充を実施している。

また、多様化、専門化する中小企業の経営課題に対応するため、①経営相談や金融相談などの相談窓口の開設、②中小企業診断士等の専門家派遣、③民間出身経験者の総括コーディネーター等による総合コンサルティング、④企業間連携促進事業など(財)ひょうご産業活性化センターが持つ経営戦略支援ツールを総合的に活用した支援を継続実施する。

さらに、販路開拓については、企業OBや専門家を販路開拓ナビゲーターとして登録し、中小企業の新商品・サービスの販路開拓を支援する「販路開拓トータルサポート事業」により、中小企業の販路開拓を支援していく。

このような支援策に加え、地域力連携拠点のみならず、産業活性化センターを中心に商工会議所や工業技術センター、信用保証協会などで構成される「中小企業支援ネットひょうご」の総合的な支援により中小企業の経営革新等を支援していく。

- ② 県では、創業予定者や小規模企業の経営者等が経営上の様々な課題を相談できる身近な中小企業の支援拠点として、「地域中小企業支援センター」を各県民局管内の核となる商工会議所等にそれぞれ1箇所ずつ設置しており、創業や企業の経営革新を促進していくため、同センターを通じて21年度も引き続き事業実施を支援していく。

4. 新産業の創造・誘致

(2) 内外企業・工場の誘致促進

- ① 兵庫県は、平成18年、19年の工場立地件数が好調に推移しているが、さらに内外企業の県内立地を促進するため、産業集積条例に基づく指定地区への進出企業に対する不動産取得税の軽減、新規地元雇用や設備投資等に係る補助金や低利融資などの優遇措置をさらに拡充されたい。
- ② 製造業の新たな事業展開・拡大の妨げとなっている「工場立地法」の緑地面積規制に関し、既存立地企業の新規投資誘発、新規企業誘致の観点から、緑地面積率の緩和を規定する企業立地促進法の地域準則を定める自治体の条例の制定に向けて支援されるとともに、地域での総量を勘案した緑地の規制を検討する等「飛び緑地」の認定基準の緩和に向けて国等関係先に対し積極的に働きかけられたい。また、中小製造業の生産性の向上を図り、競争力を確保する観点から、工場立地法の対象外である中小規模の工場についても工場の新增設を容易にするよう、同様の緑地面積規制を課す兵庫県条例「環境の保全と創造に関する条例」の規制緩和を図られたい。

【回答】

(2) 内外企業・工場の誘致促進

- ① 兵庫県では、企業誘致の総合窓口として「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を平成17年4月に設置。地元市町や関係団体との連携を図りながら、産業団地や民地等の用地情報の発信、立地や優遇制度の手続き支援等、積極的な企業誘致活動に取り組んでいる。また、平成20年度からは産業集積条例の期限を3年間延長し、指定拠点地区に進出する企業に対して、不動産取得税の軽減や新規雇用・設備投資に対する補助金、低利融資等の支援策を引き続き展開している。

あわせて、企業立地を重点的に促進する地域(=促進地域)として但馬・丹波・淡路を指定し、支援策の強化を図るなどの見直しも行った。今後もこれらの制度を活用しながら、引き続き積極的な企業誘致に努めていく。

- ② 兵庫県内では、これまで 10 地域 12 市町が企業立地促進法に基づく基本計画を策定し国の同意を得ており（平成 21 年 2 月末現在）、地域の強みを生かした企業誘致活動を展開している。そのうち高砂市においては、平成 20 年 6 月 30 日付で同法に基づく緑地面積率の緩和条例を施行しており、企業誘致のインセンティブとして活用が図られている。今後も、必要な情報の提供等により、各市町における地域準則条例の制定への支援を行うなど、既存立地企業の新規投資誘発及び新企業誘致の環境づくりに努めていく。

さらに、県では「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、市街化区域内の建築面積が 1,000 m²以上の建築物に対して緑化計画の届出義務を課すことによって、建築物の屋上・壁面緑化及び建築物の敷地の緑化を進めているところである。

このうち敷地の緑化については、計画的に開発された開発区域のうち、一定規模以上の緑地が土地利用や環境を考慮して先行的、計画的に確保され、かつ、当該緑地が将来にわたって担保される区域（計画開発区域）においては、当該開発区域全体を一つの敷地として捉え、全体緑地の面積を按分して建築物の緑地の面積に加算できるとしている。

また、コンテナ等を取り扱う事業所等において、現行の技術による緑化が著しく困難な場合は、コンテナ等を取り扱う部分、大型重量車両の駐車・通行する部分等の面積を、敷地面積から控除できるとしている。

このように、県では、条例の弾力的な運用を図ることにより、引き続き工場の新增設を行いやすい状況づくりに努めていくとともに、県内市町における緑地面積率を緩和する条例の制定動向等を踏まえ、「環境と保全の創造に関する条例」に定める緑地率のあり方を今後検討していく。

4. 新産業の創造・誘致

(3) 神戸医療産業都市構想の推進

神戸医療産業都市構想は、着実な進展を見せているが、同構想を更に実りのあるものにするため、高度専門病院、大学、研究機関、医療関連企業の一層の集積や、先端医療産業特区における更なる規制緩和を推進し、高度な水準を持った「アジアのメディカル・センター」の形成に向けて神戸市とともに強力に推進されたい。

【回答】

(3) 神戸医療産業都市構想の推進

神戸医療産業都市構想のうち、健康、医療分野においては、県としても、先端医療振興センター整備及び内視鏡訓練施設への補助、先端医療振興財団への出捐や同財団役員への県幹部就任など財政面・人材面での協力・支援を講じているところであり、今後とも同構想のさらなる推進のため、関係機関との連携強化に努めてまいりたい。

4. 新産業の創造・誘致

(4) 光関連産業の創出・育成の支援

姫路商工会議所が行う「光都ビジネスコンペ in 姫路」等、ディスプレイを中心とした光関連産業の創出・育成に向けた事業を財政的に支援されるとともに、兵庫県としても光関連産業を重点分野として指定され、研究開発から事業化までの総合的な地元企業の育成施策を実行されたい。

【回答】

(4) 光関連産業の創出・育成の支援

県では、播磨科学公園都市において、SPRING-8、ニュースバル、粒子線医療センターなどの研究集積があり、産業では、FPD 関連、特殊ランプ関連などの光関連企業が立地するなど産業集積の芽も出てきており、姫路地域は光に関して高いポテンシャルを有している。

「光」は、先端産業技術として、加工、分析、表示、センシング、通信、触媒、計測、エネルギー等と急速に利用範囲が広がっており、知識集約型・高付加価値型の産業構造への転換には必要不可欠なものとなっている。

県としても、光産業にかかる事業化支援や地元企業とのビジネスマッチング等、行うことにより、今後とも光関連産業の育成を図っていく。

5. 産業基盤・情報通信基盤の整備促進

(1) 次世代スーパーコンピュータの効果的な利活用の促進

ポートアイランド 2 期での建設がスタートした次世代スーパーコンピュータの早期完成をはじめ、効果的な利活用の推進や研究開発の促進、関連産業・研究機関の立地促進に取り組まれない。

(財)計算科学振興財団が実施する次世代スーパーコンピュータを活用した研究開発や産業利用促進、普及啓発等の各種事業を積極的に支援されたい。

また、国家プロジェクトである本事業の推進においては、オールジャパンの視点が不可欠であり、全国レベルでの産業利用支援、研究支援、普及啓発等の取り組みを国等関係機関に対して強く働きかけられたい。

【回答】

(1) 次世代スーパーコンピュータの効果的な利活用の促進

国家基幹技術の一つとして整備される世界最高性能の計算速度を有する次世代スパコンの早期完成を引き続き国に働きかけていく。

また次世代スーパーコンピュータの立地メリットを発揮し、新たな知的創造拠点の形成や、イノベーションと新産業の創出につなげていくため、利用支援施設として「高度計算科学研究支援センター(仮称)」の整備を進めるとともに、県、神戸市、産業界が連携し設立した財団法人計算科学振興財団が、次世代スパコンの産業利用を支援する各種事業を展開する。

併せて、神戸大学等と高度に連携した兵庫県立大学大学院先端計算科学研究科(仮称)を支援センターと一体的に整備し、体系的かつ幅広い分野で計算科学の教育研究を行い、大学・企業等の人材育成や新産業、新事業創出等を進め、世界最高水準のスーパーコンピューティング研究教育拠点(COE)の形成を目指す。

また、上記の取り組みを進めていく上で、国等の関係機関とも、引き続き密接に連携を図りながら事業を進めていく。

5. 産業基盤・情報通信基盤の整備促進

(2) 高度情報通信基盤の整備促進

- ① 情報通信基盤の整備については、依然として都市部と地方に格差が生じているため、地域間格差の是正、県内全域におけるブロードバンドインフラ構築の早期実現を図られたい。また、携帯電話の非通話地域解消について、引き続き支援されたい。
- ② テレビ放送の地上デジタル化への環境整備、特に難視聴地域において「テレビ共同受信施設組合等」が行う辺地共聴施設の改修等に対する補助制度の拡充につき検討されたい。

【回答】

(2) 高度情報通信基盤の整備促進

- ① 平成14年9月から実施した「ブロードバンド100%整備プログラム」により、県内のほぼ全ての地域（電話局単位）でADSL等のブロードバンド環境が整備されている。一方、電話局から遠距離等で利用環境が不十分な地区（「字」等の単位）が存在するため、市町のケーブルテレビ整備に対する県の補助制度の拡充を図るとともに、民間事業者の参入を図るよう市町と連携し、要望活動等を行っていく。

携帯電話の不感地区の解消については、平成20年度に制度改善された国庫補助事業を活用して過疎地域等の不感地区における携帯電話事業者の基地局整備に支援するとともに、市町と連携し、事業者の自主整備を強く働きかけていく。

- ② 地上デジタル放送の受信環境整備については、これまで国の予算編成に対する県提案や他府県と連携した要望活動等を実施し、国及び放送事業者の責任で必要な対策を講じるよう求めてきた。こうした中、辺地共聴施設のデジタル化改修支援については、昨年11月、NHKの独自支援制度が創設されたほか、国においても、来年度には更に補助制度の改善が図られる予定である。

県としては、市町と連携し、これら国やNHKの新たな補助制度を最大限に活用して辺地共聴施設のデジタル化改修等を引き続き支援するとともに、地上デジタル放送の円滑な受信環境整備に向け、国等に対して積極的な働きかけを行う。

5. 産業基盤・情報通信基盤の整備促進

(3) 各地域におけるプロジェクト等

① 阪神地域

- ・ 阪神間の新都市創造に向け、宝塚北部新都市構想の検討を進められたい。
- ・ 武庫川改修事業、「マイリバー・マイタウン計画」の早期完成、「植木と花の郷づくり推進協議会」の活動により推進されている各種の実証事業の促進を図られたい。

② 東播磨地域

- ・ 明石港再整備の積極的な推進と、二見臨海公共埠頭の早期利用開始を図られたい。
- ・ 加古川流域の下水道整備を一段と促進されたい。
- ・ 東播磨地域における産業廃棄物等最終処理場の長期的な確保を図られたい。

③ 北播磨地域

- ・ 都市と農村の交流の舞台として推進している北播磨ハイランド構想に対して、継続的に支援されたい。

④ 西播磨地域

- ・ 西播磨テクノポリス開発計画の推進（第2・3工区の早期着工）と播磨科学公園都

市の交通アクセス等都市機能整備の促進並びに企業の誘致を強力に進められたい。

⑤但馬地域

- ・豊岡市などで取り組んでいる企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画が進展するよう支援されたい。

【回答】

(3) 各地域におけるプロジェクト等

①阪神地域

- ・宝塚新都市計画は社会経済情勢等の変化により、現在も進度調整中であるが、阪神野外CSR事業による宝塚西谷の森公園の整備や、本格的な事業を行うまでの間、森林の荒廃を防ぐ効果がある里山林整備事業が行われている。

また新行革プランにおいて、新都市用地は現時点では直ちに利活用が見込めないことから、森林の持つ公益的機能に着目し、環境林として適切に管理していくこととされている。

宝塚北部地域は、大都市近郊の中で豊かな自然環境に恵まれた数少ない地域であり、自然と共生する土地利用を基本に整備を進めていく必要があることから、宝塚新都市計画については、引き続き、西日本高速道路株式会社による新名神高速道路の整備計画等の状況などを見極めながら慎重に検討を進めていくこととしている。

- ・武庫川の改修については、上流工区（三田市、篠山市：昭和46年～）と下流工区（尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市：昭和62年～）において各々浸水被害の解消・軽減を目指して事業を展開している。その中で尼崎市及び三田市域ではほぼ現計画での改修は完了しており、現在は、西宮市、宝塚市、伊丹市及び篠山市域での改修を促進しているところである。

平成21年3月、武庫川の将来計画である河川整備基本方針の同意を得られたところであり、今後は河川整備計画策定に向けての作業を進め、それに基づく整備推進に努めてまいりたい。

- ・宝塚市南東部から伊丹市北部にかけての旧長尾村を中心とする地域では、古くから花き栽培が定着発展し地域産業になってきたが、近年の経済・社会情勢の変化により園芸産業の存在感が希釈化されるおそれも出てきている。このため、「人々が園芸の歴史と今にふれることができる花と緑のまちづくり」を幅広い人々の参画と協働のもとに進めるべく「植木と花の郷づくり構想」を平成17年度に策定した。構想の推進を行うため、伊丹・宝塚地区の植木関係団体、伊丹市、宝塚市、阪神北県民局等を構成員に平成18年10月に「植木と花の郷づくり推進協議会」を組織し、団体と県民局の分担金を財源にイベントの開催やPR事業を行ってきた。それらの事業に一定の成果を見たことから、21年度からは予算を計上していないが、会員団体相互の連携と協調のもとに引き続き構想の推進を図って参りたい。

②東播磨地域

- ・明石港再整備については、明石港をとりまく社会経済情勢や県市の厳しい財政状況、砂利揚場移転計画先住民の状況などを考え、直ちに推進できる状況にないことから、現砂利揚場を相当期間利用するために、現砂利揚場の環境対策の充実を図っているところである。

一方、明石市が、平成22年度策定を目途に「中心市街地活性化基本計画」及び

「次期長期総合計画」の検討を進めているため、明石港再整備計画についても、これらとの整合を図るため、市とともに必要に応じて見直しを行っていかねばならないと考えている。二見公共埠頭用地については、明石港の砂利揚場移転の予定があるが、将来砂利揚場が移転するまでの間の有効活用を目的として、平成19年度から暫定的に利用を認めており、産業機械等の野積場として利活用が図られているところである。今後とも、明石港砂利揚場移転の状況を見据えながら、暫定的な利用の促進を図っていく。

- ・加古川流域下水道（下流処理区）は、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町を対象として昭和62年度に事業着手し、平成4年に供用を開始した。平成19年度末の処理人口は、316,600人で、86.2%の整備状況にある。

現在、処理場の水処理施設等は流入水量に応じ計画的に増設を進めており、引き続き関連市町と連携を図り、整備促進に努めたい。

- ・大阪湾圏域（2府4県）から生じた廃棄物の適正な海面埋立による処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を目的として、大阪湾広域臨海環境整備センターを設立（昭和53年3月）し、廃棄物の受け入れを行っている（大阪湾フェニックス事業）。また、民間事業者による最終処分場の建設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に指導を行う。

③北播磨地域

北播磨県民局では、“交流と共生”の理念のもと、豊かな自然、歴史と伝統、多様な農産物、都市との近接性、発達した交通網などの地域特性を生かし、北播磨の魅力発信や交流の促進に向けた取り組みを進めることで、引き続き都市農村の交流を推進していくこととしている。

④西播磨地域

播磨科学公園都市第2、第3工区については、事業の進度調整を行っており、第1工区の熟成状況や社会経済情勢等を勘案して、取り組みを検討する。

さらに、現在、第1工区のさらなる熟成に向け、企業誘致や住宅の分譲、生活利便施設や都市内バス路線網の充実に全力をあげて取り組んでいる。

今後、次の取り組みを重点的に推進していく。

- ・SPring-8 やニュースバルの利用企業、元気なものづくり企業等の誘致促進を図るため、民間信用調査機関を活用したターゲット企業の抽出、企業誘致関係機関、企業誘致サポーターなど多様なチャンネルからの立地情報の収集
- ・産業集積条例や企業立地促進法等による支援策（立地補助、税の軽減等）、地元市町の立地インセンティブの活用
- ・ホームページやメール通信等種々のメディアを活用したPR活動の実施
- ・立地企業へのワンストップサービスの充実強化の観点から、企業庁が中心となり地元市町、ハローワーク、地元高等学校等でネットワークを構築し、管理選考会や合同説明会等による企業の人材確保支援
- ・都市内勤務者の都市内居住の促進とともに、外構助成や優良住宅に対する助成制度、定期借地方式のPRなど積極的な販売促進活動の展開
- ・地上デジタル放送受信のためのインフラ整備と、光ファイバを使用した高速インターネット通信導入のため、事業者との連携による情報通信インフラの充実。

⑤但馬地域

豊岡市では、「環境のまち豊岡にふさわしい企業」（次世代エネルギー関連産業及び豊岡市既存企業関連産業）の集積を目指した基本計画を策定し、平成20年3月に国の同意を得ている。兵庫県としても計画の推進を支援すべく、平成20年度に産業集積条例を改正し、企業立地を重点的に促進する地域（＝促進地域）

として但馬・丹波・淡路を指定。これらの地域に属する指定拠点地区に進出する企業に対して新規雇用・設備投資に対する補助金や低利融資の要件緩和を図った。

今後もこれらの制度を活用しながら、ひょうご・神戸投資サポートセンターを通じた用地情報の発信や企業誘致専門員による誘致活動を中心に、豊岡市や地元商工会議所等とも連携を図りつつ、廃校跡地等や企業ニーズに応じた工場適地等の情報提供を行うとともに、県内外企業へセールス活動等を行うなど積極的な企業誘致を展開していく。

6. 魅力ある兵庫づくりの推進

(1) 集客観光への取り組み

- ① 平成21年4月から6月にかけて兵庫県大型観光交流キャンペーンが実施されるが、これを兵庫観光の魅力为全国発信する好機と捉え、業界団体ならびに行政が一体となり、県内各地での関連イベントの実施等を通じ、期間中の集客・情報発信に積極的に取り組まれない。
- ② 兵庫観光をより魅力あるものにするため、六甲や有馬、淡路島、但馬などの恵まれた自然環境や、姫路城などの歴史的な街並み・建造物等の保存・活用を図るとともに、兵庫の観光ルート紹介や新しい観光資源の発掘・PRに努められたい。
- ③ 海外からの来街者をもてなす観光ボランティアのネットワーク構築や、観光スポットはじめ県内のホテル・レストランなどに関する外国語での情報提供を行う体制を整備する等魅力ある兵庫のまちづくりを推進されたい。

【回答】

(1) 集客観光への取り組み

- ① あいたい兵庫デスティネーションキャンペーンは、本物の地域づくりを進め、その魅力を全国に発信することにより、交流人口を増大させ、地域経済の活性化を図ることを目的とした全国規模の観光交流キャンペーンである。

これまで、各地域では、地域資源を活かした個性的で魅力ある特別企画の検討を進め、10月からのプレキャンペーンでは、播磨の国宝巡りバスの特別イベントや新たなご当地グルメ「淡路島牛丼」の登場、ひょうごのまちあるきコースの先行実施など、県内各地で様々な取り組みが展開された。一部の取り組みは、大変好評を博し県内旅行会社が商品造成するなど、その成果が表れている。

また、プレキャンペーンがスタートした10月からは、JR西日本管内を中心にガイドブックの配布、ポスターの掲出、のぼりの設置など、様々な広報媒体によりPRを行った、旅行会社へ商品造成をJRのサポートにより積極的に働きかけるなど、PR活動を展開し本県向けの新たな旅行商品が造成されるなど、一定の成果があった。さらにこの3月からは、全国のJRの主要駅へイベントガイドブックの設置、B1サイズの5連貼りポスターの掲出、CM放送など様々なメディアを駆使しPRを実施している。

4月からのキャンペーン本番においても、キャラバン隊の派遣、イベントガイドブックの配布、ポスターの掲出など、キャンペーンを成功させるため、より一層強力に集客・情報発信に努めてまいりたい。

- ② あいたい兵庫デスティネーションキャンペーンは、本物の地域づくりを進め、その魅力を全国に発信することにより、交流人口を増大させ、地域経済の活性化を図る

ことを目的とした全国規模の観光交流キャンペーンである。これまで、各地域では、地域資源を活かした個性的で魅力ある特別企画の検討を進め、10月からのプレキャンペーンでは、播磨の国宝巡りバスの特別イベントや新たなご当地グルメ「淡路島牛井」の登場など、新たな観光資源の発掘が行われた。また、この4月からのキャンペーンでは、県下各地で魅力ある特別企画が実施され、県内外からの観光客を楽しませるとともに、心温まるおもてなしの心でお迎えすることと思われる。

県としては、キャンペーン終了後も今回のキャンペーンで生み出された取り組みの定着、更なる新たな観光資源の発掘など、市町や観光協会などと連携しながら、観光資源の開発を進めてまいりたい。

- ③ ひょうごツーリズム協会においては、観光ボランティアガイドの登録を通じて、ガイド相互の交流や連携、紹介等のネットワーク化を行うとともに、おもてなし研修等の実施によるスキルアップを図っており、引き続き、登録の拡大などによるネットワークの充実を図って参りたい。また、外国人旅行者に対する宿泊・飲食サービスが提供でき、受入に積極的な旅館、ホテル、レストランについても同様にひょうごツーリズム協会に登録し、観光スポット、観光情報とともに外国語版ホームページによる情報発信に努めているほか、英語、中国語のできる職員を配置（ひょうごツーリストインフォメーションデスク）し、海外エージェントや海外セミナー、外国人観光客等への紹介を行っている。

平成21年度には、外国語版ホームページの拡充を図るにあたって、各市町観光協会とも連携し、観光スポット、観光情報やホテル・レストランなどの情報を拡充することとしているとともに、韓国語に対応できる職員も新たに配置し、一層の情報提供に努めていきたい。

6. 魅力ある兵庫づくりの推進

(2) 人・環境にやさしい施策の推進

- ① 主要鉄道駅舎や歩道などのバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインに対応した施設整備を引き続き促進されたい。
- ② 電線の地中化の促進や街の緑化促進など、美しい街づくりに向けた施策を一層推進されたい。

【回答】

(2) 人・環境にやさしい施策の推進

- ① 兵庫県では平成4年に全国に先駆けてユニバーサル社会づくりの理念を先取りした「福祉のまちづくり条例」を制定し、平成17年4月には「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定し、条例や指針のもと、ハード・ソフト両面にわたる各般の取り組みを進めているところである。

鉄道駅舎のバリアフリー化については、既存駅舎へのエレベーター等の設置を促進するため、鉄道事業者に対して設置費の補助を行っており、県下で1日当たりの平均乗降客数が5千人以上ある鉄道駅舎が概ね平成22年度までにバリアフリー化されることを目指しているところである。

また、建築物、公共交通機関、道路、公園等の一体的な整備を行うため、市町が「福祉のまちづくり重点地区」を指定した場合には、当該重点地区における県管理道路の

改善等を率先して実施するなど面的なバリアフリーの整備を推進しているところである。

さらに、市町と連携を図りながら、県民にユニバーサル社会づくりの具体的方向性を示し、全県におけるユニバーサル社会の早期実現を図るため、ハード・ソフト両面でのまちづくりを重点的に実施する「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区」を指定し、バリアフリー化改修を行う民間事業者の支援を行うこととしているところである。

また、ホームページでの主要な公共・公益的施設のバリアフリー情報やユニバーサル社会づくりの理念や実践活動などの総合的な情報発信により、ユニバーサル社会づくりの普及啓発に努め、県民・地域団体・NPO・企業等の自主的な取組の推進を図っている。

- ② 無電柱化については、安全で快適な通行空間の確保、優れた景観の保全と形成、防災機能の強化など多様な効果が期待されるため、昭和61年度策定の第1期電線類地中化計画から平成16年度策定の無電柱化推進計画まで、5期にわたる計画のもと無電柱化を進めており、平成19年度末までに県全体で約371kmの無電柱化を実施した。

今後も、新たな無電柱化推進計画を策定し、国、市など関係機関と連携のもと、効率的な無電柱化を推進していく。

6. 魅力ある兵庫づくりの推進

(3) 各地域の要望

①阪神地域

- ・御前浜のより一層充実した親水空間の創生のための整備を推進されたい。

②神戸地域

- ・「デザイン都市・神戸」の取り組みの一環として、デザイン産業の育成・振興を図るため、企業や県民・市民を対象にしたデザイン教育、兵庫・神戸で活躍するアーティスト・クリエイターと地元企業とのマッチング、更には、デザイン力強化を目指す中小企業等の支援に積極的に取り組まされたい。また、神戸商工会議所が取り組んでいる、地元デザイナーのネットワーク化を図る「神戸デザイナーズネット」事業についても支援されたい。
- ・平成21年11月、地域の観光に対する意識改革と普及啓発を図るため、神戸を中心に「全国商工会議所観光振興大会」を本県にて開催するが、本大会の運営並びに開催経費について支援されたい。また、地域を挙げて、観光客に最高のおもてなしを心がける意識の向上や環境づくりを進めるために実施を計画している「よろこそ神戸へキャンペーン（仮称）」に対して積極的に支援されたい。
- ・「神戸ルミナリエ」は資金面で厳しい状況にあるため、補助金など公的資金の増額、県民や来場者からの募金活動の強化など安定した収入確保に努めるとともに、運営経費削減の工夫をするなど安定的に継続開催できるよう必要な措置を講じられたい。

③東播磨地域

- ・県下一ものづくり産業の盛んな東播磨地域の特性を活かした産業ツーリズムを推進するため、ものづくりツアーの計画や参加者募集等に対して官民一体となった取り組みを引き続き推進するとともに、予算の拡充を図られたい。
- ・県立明石公園の文化・芸術施設などの施設の充実を図られたい。また、観光バス用駐車場の整備や海鮮市場の設置等明石港を観光拠点として整備されたい。
- ・ヨットハーバーや海浜公園の整備等東播磨港別府港区の活用併せ、加古川を観

- 光・レジャー産業に活かすような環境整備について検討されたい。
- ・「高砂みなとまちづくり構想」の推進に対して引き続き支援されたい。

④北播磨地域

- ・兵庫県が小野長寿の郷構想として計画し、用地を保有されている小野市山田・市場地区用地について、早期にその利活用を検討し、低迷する地域経済活性化のための事業実施と、小野市から三木市へ至る広域東西幹線道路整備への活用も検討されたい。
- ・北播磨地域の観光ツーリズムの推進に向け、資源の再開発、既存観光資源の整備に加え、体験型観光としての「そろばん工房館」建設に対しハード、ソフト両面で支援されたい。
- ・北播磨地域医療の中核を担う西脇市民病院の整備に対して支援されたい。
- ・観光資源としてのフラワーセンターの有効活用を検討されたい。

⑤中播磨地域

- ・連続立体交差事業等 J R 姫路駅周辺整備は、今後の姫路の街づくりにおいて非常に重要な意味を持つことから、姫路市とより一層の連携を図り、主導的な役割を果たされたい。

⑥西播磨地域

- ・「相生駅南都市整備事業（相生駅南土地区画整理事業）」、「相生市那波丘の台地区市街地整備事業」の推進について引き続き支援されたい。また、平成 17 年 3 月に兵庫県が取り纏めた「西播磨なぎさ回廊計画」との整合性を図りつつ、「相生湾臨海部活性化構想」の推進に対して引き続き支援されたい。
- ・赤穂海浜公園をスポーツ・レジャーエリアの拠点として利用促進を図られたい。
- ・ J R 姫新線の本竜野駅周辺において都市基盤整備計画が進捗しているが、周辺の県道整備等の支援を図られたい。

⑦但馬地域

- ・山陰海岸のユネスコ支援による世界ジオパーク（世界地質公園ネットワーク）への早期加盟に向け支援されたい。

【回答】

（3）各地域の要望

①阪神地域

阪神間における貴重な自然の砂浜が残る御前浜の利用の適正化を図るため、地域住民や利用者の参画と協働による「御前浜・香櫨園浜プロジェクトチーム」を立ち上げ、環境保全を訴えるメッセージボードの設置や「海辺のひろっぱフェスタ」「なぎさカフェ」などを実施してきた。また平成 21 年 2 月には、プロジェクトから新しい活動団体「チーム御前浜・香櫨園浜里浜づくり」が発足し、浜を「まもり・つかい・そだてる」活動を地域住民・利用者で継続、発展して行うことになった。今後も御前浜が県民が水に親しみ安全安心に憩える場となるよう、緊急時の避難路の整備や地域活動の支援などハード及びソフトの両面から施策を進めていく。

②神戸地域

- ・ 県では、消費者及び生産・流通関係者のデザインに対する関心を高め、デザイン開発の促進と県民のこころ豊かな暮らしの実現を図るため、使う人の視点を取り入れて開発された、優れたデザインの商品「グッドデザインひょうご選定商

品」として選定しています。「グッドデザインひょうご」に選定されたことが自社デザイン部門の活性化につながった、という企業からの声もあり、今後も当事業を実施することで、県内ものづくり産業の新製品開発に対する意欲向上やデザイン力強化の推進を図ってまいります。

また、産地組合がブランド戦略に基づいて実施する販路開拓や高付加価値化に対しては、新分野進出支援等事業や地場産業ブランド形成支援モデル事業によって、産地のブランド化を推進しています。特に、9月に神戸市内で、消費者の感性に働きかけることにより産業の競争力強化を図り、新たな市場を開拓することを目的とする「感性価値創造ミュージアム」が開催されますが、県では、このフェアにあわせて、アパレル、ケミカルシューズ、真珠、洋菓子等を「ひょうごファッション」として、デザインという視点から県内外に広くPRすることにより、新たな魅力の発信とブランド力の強化を図ることとしています。

さらに、工業技術センターでは、各企業保有の製造技術を活かした開発工程のIT化や、製品性能を向上させる人間工学的デザインについて、共同研究や技術指導を行っており、今後も、同センターの共同研究や技術指導事業により自立・自助努力型の意欲あるものづくり中小企業とともに、優れた工業デザイン研究によるイノベーションを進めてまいります。

- ・ 国内外からの旅行者をもてなす地域のホスピタリティ向上を図るため、平成16年度以降、延べ1万2千人を超える観光施設の従業員やタクシードライバー、ボランティアガイドを対象におもてなし研修を実施するとともに、平成19年度からは、ボランティアガイドが日頃の成果を発表しその力量を競うコンテストを開催するなどスキルアップにも取り組んでいる。今後とも、観光ツーリズム振興に関わる一人ひとりの“おもてなし”意識の向上に努め、地域全体で来訪者を温かくお迎えする体制づくりに努めてまいります。

神戸ルミナリエについては、経済界をはじめとした地元が主体となり、協賛金や募金の確保に取り組むなど、事業費確保に向けて努力していただくことが肝要であるとともに、併せて、事業費の削減等努めることが必要であると考えている。県としても、神戸ルミナリエの継続開催を支援するため、平成21年度についても、財政状況の非常に厳しい折りではあるが、前年度と同額の25,000千円を計上している。

③東播磨地域

- ・ 東播磨地域は、県下一ものづくり産業の盛んな産業集積地であることから、その特性を生かした産業ツーリズムの展開が求められている。

このため、平成20年度に実施した「ものづくりバスツアー」を拡充し、たんに工場を見学するだけでなく小学生が「ものづくり」に親しむ機会を提供し、次代を担うものづくり人材育成の契機とするため、夏休みに工場体験と体験学習をセットにした「見て体験！ものづくりサマーツアー事業」を実施する。

- ・ 県立明石公園は、城趾という歴史的文化遺産と緑豊かな環境の中に県立図書館、市立図書館等の文化施設の他、野球場等多くの運動施設を有し、年間約300万人が利用する全国有数の都市公園である。また、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた国の重要文化財である「巽櫓・坤櫓」の修復や城趾全体の史跡指定など歴史的文化遺産の保存とともに、土日祝日には櫓の一般公開を実施してきた。近年では、城址の歴史的特徴を生かした「武蔵の庭」のほか、平成19年度には、明石薪能を支援するため財団法人兵庫県園芸・公園協会が、組立式能舞台を整備した。さらに、菊花展などの伝統的なイベントのみならず、「武蔵の庭」で地元のお茶会グループによるお茶席の実施や「明石薪能」の実施など文化的イベントも実施さ

れている。今後とも、明石市をはじめ地域や利用者等の意見を踏まえ、歴史的文化遺産の保全と調和を図りながら、本公園のポテンシャルを生かしたイベント開催などにより、魅力ある地域づくりに資する公園としていきたい。

- ・ 県は、平成3年度に尾上地区のポートパーク（収容110隻）を整備し、健全な海洋性レクリエーションの育成に寄与してきたところである。

また、別府地区においては、平成12年度に港湾緑地内にジャブジャブ池を整備したところであり、加古川市が整備した加古川海洋文化センターとの相乗効果により夏場を中心に年間約20万人もの利用者を集め、幼年期における安全に水と戯れる水辺空間として、また、小中学生の自然学習の場として健全な青少年の育成に貢献している。

引き続き、ポートパークや港湾緑地の活用など地域活性化のために、既存施設の有効活用も含めた実現可能な方策を地域とともに検討していきたい。

- ・ 「高砂みなとまちづくり構想」については、同構想を推進する母体として、高砂市が「高砂みなとまちづくり構想推進協議会」を設立して、市民、企業、関係団体、学識者の参画を頂きながら、「高砂みなとまちづくり行動計画」に基づき、さまざまな取り組みが展開されているところである。

県としても、協議会の運営を支援するとともに、「子供船上教室」や「あらい浜風公園」の利活用、平成21年3月に「未来に向けた高砂西港みなとづくり」として再整備の方針を協議会にとりまとめていただく予定の「高砂西港再整備」など、構想の実現に向けて、積極的に取り組んでいるところである。

県では、今後とも協議会の運営支援や行動計画に沿って施策を展開して「高砂みなとまちづくり構想」を推進し高砂臨海部の産業や地域の活性化を図っていく。

④北播磨地域

- ・ 居住ゾーンである山田地区については、平成15年度に実施した事業参画意向に関するアンケート等の結果、事業期間が長く見通しが立たないなどの指摘があり、開発モデルをそのまま事業化することが困難な状況である。

交流ゾーンである市場地区については、構想全体の魅力を高め、山田地区への住み替えのインセンティブとなるような健康・交流施設のあり方について検討を行い、これまでのところ有識者等からは、市場地区の自然を活かし、森林療法や伝統医学療法等の組合せによる健康プログラムを提供してはどうかとの提案がなされている。引き続き、健康プログラムの検討について、専門家の意見を聴きながら、関係部局と連携を図りながら進めていくこととしたい。

また、「新行財政構造改革推進方策」を踏まえ、森林の持つ公益的機能に着目し、環境林として、適切な管理を行うこととしている。

- ・ 北播磨地域の観光ツーリズムの推進に向け、資源の再開発、既存資源の整備に加え、体験型観光としての「そろばん工房館」の実現に向けた委員会の運営を支援していくとともに、観光資源としてのフラワーセンターの有効活用についても検討してまいりたい。
- ・ 医療機関の建替整備等に対しては、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金の国庫補助金を活用し支援してきたが、公立病院については、平成18年度より当該補助金が県費随伴分を含めて市町へ税源移譲されている。

⑤中播磨地域

姫路駅周辺については連続立体交差事業、土地区画整理事業及び関連道路事業が一体的に実施されており、姫路市が施行する姫路駅周辺土地区画整理事業については、平成元年度に事業計画を決定し、連続立体交差事業用地の確保、南北交通軸の形成及び駅前広場等の公共施設の整備改善を目的として事業が進められ、

平成 20 年度末時点で仮換地指定率は 98%、進捗率は総事業費ベースで 36%となっている。県としては、連続立体交差事業の事業効果早期発現のため、南北方向の都市計画道路の物件補償や整備を積極的に進めるとともに、駅前広場整備に係る大規模移転物件補償費等、適切な予算確保に努め積極的な事業推進が図られるよう取り組んでいくこととしている。

また、姫路駅北駅前広場の整備計画については、「姫路駅北駅前広場整備推進会議」において検討が行われているところであり、県としては播磨の中核都市の顔としてふさわしい整備計画とその実現に対し、より積極的に指導してまいりたい。

⑥西播磨地域

- ・ 県は、那波地区において、相生湾内を運航する通学船をはじめ、相生と家島等を結ぶ不定期船の係留場所として、また、プレジャーボートのビジター桟橋として活用することを目的に、公共バースを整備し、相生市が推進する「相生湾臨海部活性化構想」を支援してきたところである。

今後も、「西播磨なぎさ回廊計画」と整合性を図りつつ、相生市が推進する「相生湾臨海部活性化構想」を支援してまいりたい。

- ・ 本龍野富永線は、JR本竜野駅から、たつの市中心市街地を連絡する東西幹線道路であるが、兵庫県及びたつの市が施行する本竜野駅を中心とした駅前広場、自由通路の整備及び土地区画整理事業等による駅周辺再整備と一体的な整備を行い、地域の活性化及び交通の円滑化を図ることとしている。この内、兵庫県では、駅前広場も含めた本龍野富永線の整備を進めており、現在、用地買収及び物件移転補償を鋭意行っているところである。

なお、今後とも、地元たつの市の協力も得ながら、事業進捗を図って参りたい。

⑦但馬地域

兵庫県では、山陰海岸の世界ジオパークの早期加盟を目指し、山陰海岸やジオパークの認知度を高めるため、山陰海岸ジオパーク推進協議会の事務局として、引き続き、関係府県、地元市町及び関係団体と連携しながら支援する。山陰海岸の昨年の世界ジオパーク推薦は見送られたが、日本ジオパーク委員会から指摘のあった課題解消に努力し、本年 6 月の申請に向けて各府県・市町等との連携を強化しながら取り組みを進める。また、12 月 8 日に加盟を認められた日本ジオパークネットワークの一員としての活動を支援し、地域の活性化を図る。

※ 平成 21 年度山陰海岸ジオパーク推進協議会事業内容

- ・ ジオパーク推進フォーラムの開催
- ・ ジオガイドブック（英語、中国語版）の作成
- ・ ボランティアガイド養成講座の実施
- ・ ジオパークを介しての科学研究、校外学習、セミナー等の実施
- ・ 地質の日イベント開催 等

兵庫県（但馬県民局）から協議会への支援（負担）額 5,200 千円

7. 総合交通体系等の整備

(1) 空港の機能強化と利用促進

- ① 神戸空港は、兵庫県の空の玄関口として定着してきているが、兵庫県におかれても、神戸市、地元経済界と協力し、運用時間の延長やダイヤの改善を図るなど、さらなる利活用の促進に努めるとともに、引き続き神戸空港利用推進協議会の活動を強力に支援されたい。また、神戸空港と関西国際空港を結ぶ「神戸－関空ベイ・シャトル」のPR強化や利便性の向上に積極的に取り組まされたい。

- ② 大阪国際空港の基本施設整備費（耐震工事及び滑走路の高質化工事）の3分の1を地元で負担することになったが、利用者の利便性を鑑み、遅延便の着陸を含む運用時間の延長と長距離路線の増便・復便、さらに、将来、近距離アジア便の復活を目指した国際チャーター便の実現に向け、中央への要望活動に尽力されたい。また、大阪国際空港の玄関口を兵庫県側にも設置するよう検討されたい。
- ③ 但馬空港周辺整備事業の促進及び東京直行便の早期実現に取り組まれたい。また、就航率向上のため空港施設の整備を引き続き進められたい。

【回答】

（1）空港の機能強化と利用促進

- ① 神戸空港は、本県の空の玄関口として神戸市民のみならず、広く県民に利便をもたらす広域交流施設であることから、神戸市及び地元経済界と連携しながら、運用時間の延長等について関係機関に働きかけるとともに、神戸空港利用推進協議会に引き続き参画し、より一層の需要喚起及び利用推進や利用者への利便性向上を図ってまいりたい。神戸－関空ベイ・シャトルについては、本県から関空へのアクセスルートとして、また、関西3空港相互のアクセスを強化するうえから重要と考えており、海上アクセス利用促進協議会等に引き続き参画し、より一層の利用促進や旅客利便性の向上に取り組んでまいりたい。
- ② 大阪国際空港周辺地域の活性化に向け、新たに設けられた大阪国際空港に関する国と自治体との意見交換の場等を活用し、空港の運用等にかかる地元意見の表明や空港周辺の地域整備に対する国の協力要請を行っていくとともに、兵庫県側からのアクセス改善として、JR及び阪急伊丹駅～大阪国際空港間のバスアクセスの広域的PRを引き続き行ってまいりたい。
- ③ 但馬－羽田直行便については、これまでから、羽田空港におけるコミューター枠早期実現や同枠の但馬路線への配分を国に強く要望してきており、今後も引き続き、地元や全国地域航空システム推進協議会と連携を図りながら、国や航空会社に働きかけ、羽田空港再拡張を契機とする羽田直行便開設をめざして取り組んでまいりたい。

路線開設には、何よりも需要喚起が必要である。今年度は地元での取組の成果もあり、利用者数・利用率とも過去最高で推移しているが、一層の利用促進・首都圏での知名度アップに向け、各市町・民間一丸となって、自ら積極的な利用・PRをお願いしたい。

また、但馬空港の周辺整備については、但馬空港の波及効果を生かした多彩な都市機能を備えた拠点形成をめざし、地元市町、関係団体等と連携を図りながら整備を進めており、但馬広域防災拠点を整備したほか、公立豊岡病院の移転に併せて、国道426号豊岡バイパスなどを整備したところである。

今後とも、除雪等適切な空港運用により、就航率向上に努めてまいりたい。

7. 総合交通体系等の整備

（2）港湾整備事業の推進

- ① 大阪湾4港について、関税法上の取扱いを一本化する「大阪湾諸港の一開港化」の効果的な実施、並びに将来の課題として一元管理を行うポートオーソリティの設置に向けて兵庫県としても支援されたい。更に、内外企業の誘致や兵庫県トップによる効果的なポートセールス等を関係業界とともに引き続き進められたい。
- ② 国内有数のものづくりの拠点である播磨臨海部が更なる発展を遂げるためには物流面での機能向上が不可欠であり、来年開港50周年を迎える姫路港に求められる役

割は大きく、同港の更なる機能向上、利用促進のためのポートセールスを展開されたい。

- ③ 東播磨港は開港以来、工業製品の出荷を中心とする工業港として利用されているが、移動交通手段としての機能や商業、サービス機能を併せ持つ港湾として整備されたい。また、点在する骨材置場を早期に撤去されたい。

【回答】

(2) 港湾整備事業の推進

- ① 東アジアとの近接性から多くの中規模船舶が複数の港に寄港している大阪湾の実情に鑑み、神戸港など各港と連携し入港料の低減や大阪湾諸港を一開港化する「阪神港」が実現した。大阪湾諸港の一元管理・運営については、現在、設立に向けて取組中の関西広域連合（仮称）の事務とすることを検討しており、地域全体の観点からみて機能が最大限に発揮できるよう、管理運営の方法や執行体制等について、今後検討を進めてまいりたい。

さらに県では、臨海部を産業集積条例に基づく拠点地区に指定し、進出する企業に対して不動産取得税の軽減や新規雇用・設備投資に対する補助金、低利融資等の支援策を講じている。今後もこれらの制度を活用しながら、引き続き積極的な内外企業の誘致に努めていく。

- ② 物流拠点としての機能向上のため広畑地区では7.5m岸壁の整備を行い、吉美地区では岸壁の改修を行っている。ポートセールスについては、姫路港ポートセールス推進協議会と連携し、韓国定期航路の再開や神戸港へのフィード・コンテナの利用促進に取り組んでいる。また、開港50周年を機に、今後の姫路港の機能向上と利用促進のため、平成21年度に（仮称）姫路港将来計画検討会を設置し、背後圏からの要請も踏まえ「姫路港整備・利用計画」を策定することとしている。

- ③ 東播磨港は、県管理港湾で最大の取扱貨物量を持つ工業港であり、現在、定期旅客船航路はない。本四架橋開通後、瀬戸内海の旅客船事業の需要は大きく減少しており、平成18年には、明石港で明淡高速船が、平成19年には、津名港において南海淡路ライン、洲本港において洲本パールラインがすでに撤退するなどの状況の下、東播磨港において新たな旅客船事業等は困難と考えている。

今後、瀬戸内海クルージングなどの需要があれば、それに対応していく。当港に存在する砂利揚場については、野積場の利用状況や周辺環境に与えている影響を踏まえて防塵柵を設置するなどの環境対策を実施してきたところであり、今後も必要に応じて環境対策を講じるなど周辺地域の環境保全に努めていく。

7. 総合交通体系等の整備

(3) 道路網の整備

地域経済の活性化と緊急時の円滑な交通網を確保するため、高速性・代替性を備えた高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備をより一層推進され、特に下記の道路を重点的に整備されたい。

また、神戸淡路鳴門自動車道をはじめとする有料道路の通行料金の値下げにつき国や高速道路株式会社等関係機関への働きかけを強化されたい。また、阪神高速道路の新たな距離料金の導入に際しては、物流事業者など長距離利用者などにとって値上げにならないよう、現行料金を上限とし、複数料金圏を利用した場合の割引など負担軽減策を行われるとともに、新神戸トンネルを阪神高速道路に移管・編入し、

利用しやすい料金体系を実現されたい。さらに、高速道路 I C 周辺の土地を物流関係用地等への有効利用ができるよう用途規制を見直すなど規制緩和に取り組まれたい。

①阪神地域

- ・都市計画道路山手幹線の尼崎以東（大阪府側）への接続につき大阪府への働きかけ強化。
- ・尼崎臨海地域における公共交通機能の整備・拡充についての検討。
- ・園田西武庫線の藻川に架かる東園田 4 丁目地先から食満 4 丁目地先間の橋の早期建設。
- ・尼崎臨海部臨港線と東海岸町の結節道路建設についての検討。
- ・都市計画道路尼崎伊丹線の国道 2 号線から国道 43 号線までの早期 4 車線化。
- ・西宮市が実施予定の「南北バス運行事業」における西宮北有料道路の通行料の免除。
- ・主要地方道大沢西宮線の鷺林寺地区以南から都市計画道路建石線間の整備・促進。
- ・一般国道 176 号「名塩道路」の整備促進。

②北播磨地域

- ・国道 175 号（西脇北バイパス、西脇バイパス）の整備促進。
- ・国道 427 号の総合的な整備。
- ・兵庫県道 23 号線三木穴栗線の拡幅整備。
- ・兵庫県道 85 号線（桃坂から小野グランド CC）、兵庫県道 353 号線（大畑から小野線）、兵庫県道 118 号線（小野から志方線）の拡幅整備。
- ・神戸市から三木市へのアクセス道路の整備。

③東播磨地域

- ・加古川バイパスから北近畿豊岡自動車道に至る地域高規格道路（東播磨南北道路、東播磨内陸道路、東播丹波連絡道路）の整備促進。
- ・国道 2 号（尾上小野線～平野神野線区間、加古川橋梁区間）の 4 車線拡幅及び対面通行の早期実現。
- ・都市計画道路尾上小野線（加古川市）の整備促進。
- ・山陽自動車道加古川北インター周辺道路の整備促進。
- ・都市計画道路朝霧二見線の新明町以西の早期拡幅。
- ・明石から明石海峡大橋間のアクセス道路の整備。

④中播磨地域

- ・国道 250 号飾磨バイパス建設はじめ周辺道路の早期整備。

⑤西播磨地域

- ・中国横断自動車道姫路鳥取線の早期建設。
- ・国道 2 号（相生～有年間）拡幅工事の早期完成についての働きかけ強化。
- ・相生湾埋め立てに伴う国道 250 号バイパスの早期完成。
- ・相生市西部を南北に走る県道竜泉那波線（西部幹線）全線の早期完成。
- ・国道 250 号高取峠のトンネル化の早期実現。

⑥但馬地域

- ・北近畿豊岡自動車道の整備促進。
- ・鳥取豊岡宮津自動車道の整備促進
- ・播但連絡道路の冬季に於ける円滑な交通の確保。
- ・円山側右岸道路の整備促進及び豊岡までの北伸。

【回答】

(3) 道路網の整備

神戸淡路鳴門自動車道をはじめとする有料道路の通行料金については、かねてから本県も国、会社に強く要望してきたところであるが、「生活対策」として平成 21 年 3 月末から大幅な割引が実施されている。

県としては引き続き、本四道路の抜本的な料金体系の見直しと割引の継続実施を国等に要望してまいりたい。また、阪神高速道路の対距離料金制については、平成 23 年度以降に移行されることとなったが、県としては引き続き、各都市圏の現行料金に十分配慮するとともに、上限料金を抑えるなど、現行料金からの変化を緩やかなものとする事や新神戸トンネルの阪神高速ネットワークへの組み入れなど、利用者の理解が得られる内容となるよう、関係府市と連携を図りながら国や阪高会社に働きかけていく。

なお、湾岸線において圏域を跨いで連続利用する場合に料金が割引かれる湾岸線連続利用割引や新神戸トンネルと北神戸線等を連続利用した場合の割引（普通車 300 円、大型車 600 円引き）などの各種割引が、平成 21 年 4 月から順次実施される。

高速道路インターチェンジ周辺のエリアについては、土地利用の圧力が高まることが想定される。市町による沿道土地利用計画の策定などにより、地域の特性に応じた秩序ある土地利用の規制・誘導を図ることとしている。

また、市街化調整区域において、総合物流化法の趣旨を踏まえ、無秩序な開発を抑制しつつ、地域の活性化が図れるよう、同エリアにおける特別指定区域制度の活用を市町に働きかけていく。

①阪神地域

- 都市計画道路山手幹線は、尼崎市の府県境を起点に、西宮市及び芦屋市を經由し、神戸市長田区へ連絡する阪神間の東西主要幹線道路であり、兵庫県をはじめ尼崎市、西宮市及び芦屋市において震災復興のシンボルロードとして鋭意事業進捗を図ってきたところであり、芦屋市の芦屋川横断工区を除いて平成 19 年度末に供用している。また、尼崎市の府県境付近の約 1.3 km については、平成 18 年度末に供用開始している。

山手幹線に接続する府県境付近の大阪府側の三国塚口線については、大阪府の財政状況等により事業着手が遅れていたが、兵庫県、大阪府及び関係機関とも連携した結果、府道大阪池田線と国道 176 号間の一部区間について、昨年 8 月より事業着手することとなった。

兵庫県としては、大阪府へあらゆる機会を通じて府県境付近の早期事業化の実現に向けて働きを行っているところであり、今後も関係機関等とも連携しながら、引き続き働きかけを行って参りたい。

- 尼崎臨海部のバス路線網は、阪神尼崎駅と尼崎の森中央緑地を結ぶ路線が開設され、またパナソニック PDP 工場の稼働に伴い拡充されつつあるが、まだ十分とはいえない状況である。

企業の進出など徐々に地域状況の変化があるなか、産業の育成支援拠点においては、その通勤者に対しバス利用への転換の働きかけや、またバス事業者に対してバス増便等サービス向上の働きかけなど、尼崎市とも連携をとり、バス交通充実に向けて取り組んでまいりたい。

- 都市計画道路園田西武庫線は、尼崎市北部市街地の東西幹線道路であるが、大阪府との府県境付近を除いて、尼崎伊丹線以东は未整備となっている。このため、兵庫県は平成 8 年度より尼崎伊丹線から神崎橋伊丹線までの 909m 間を県施行街路

事業により取り組んでいるところである。

なお、要望区間については、昨年末公表した社会基盤整備プログラムにおいて、前期（H20～H25）着手、後期（H26～H30）完了として位置付けており、今後、地元尼崎市とも協力しながら事業着手に向けて進めて参りたい。

- ・ 尼崎臨海地域においては、交通の円滑化や輸送効率の向上といった課題があり、その道路ネットワークの強化は重要であると考えている。しかしながら、尼崎臨海部臨港線と東海岸町を結節する道路の建設は、その間に船舶が航行する旧左門殿川が存在することや、企業が密集して操業していることなどから、導入空間の確保が困難であるなど大きな課題がある。このような状況から、新たな道路整備に対する検討に加え、既存道路を有効に活用した効率的な交通対策のあり方について、地元尼崎市とともに幅広く検討してまいりたい。
- ・ 都市計画道路尼崎伊丹線は、阪神間の南北主要幹線道路であるにも係わらず、国道2号から国道43号間は慢性的な交通渋滞が発生している。このため、平成19年6月に国道2号から庄下橋武庫川橋線間の約330mを幅員18mから幅員28mへ都市計画変更しており、庄下橋武庫川橋線から国道43号間においても整備に向けた検討が必要となっている。

昨年末公表した社会基盤整備プログラムでは、後期（H26～H30）着手として位置付けており、上記の検討を踏まえて事業着手して参りたい。

- ・ 西宮北道路などの有料道路（道路運送法上の道路を除く）の通行時に料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法の規定により、緊急自動車（消防車、救急車等）の他、災害救助・水防活動など料金を徴収することが著しく不相当と認められる車両だけに限られており、路線バスの料金を免除することは困難である。なお、西宮北道路では、バスは、通常は大型車2の料金（900円）が適用されるが、路線バスについては大型車1の料金（400円）として軽減を図っており、また、通常回数券は2割引であるが、通勤・通学者等の通行に資すると認められる路線バスについては、特別措置として3割引（ $400 \times 0.7 = 280$ 円）としており、路線バスについては、かなりの優遇措置を実施していることをご理解いただきたい。（ $280 / 900 = 0.31 \rightarrow$ 約7割引）
- ・ 主要地方道大沢西宮線については、現在、渋滞交差点のある鷺林寺地区において事業を行っており、平成21年度も引き続き事業を推進してまいりたい。
鷺林寺地区以南から都市計画道路建石線間について、車道は2車線が確保されていることから、歩道設置の交通安全事業に取り組んでいる。現在、神園町付近で地元調整が整った箇所において歩道整備を実施している。
- ・ 国道176号名塩道路は、西宮市山口町から宝塚市栄町3丁目に至る延長約10.6kmの道路で、交通混雑の解消並びに交通安全確保などを目的として昭和60年度から、国により事業が進められている。

これまでに暫定2車線整備を含め約5.1kmを供用しており、現在、西宮市名塩の大西町・西ノ町地区において改良工事・トンネル工事が進められているほか、木之元地区においても改良工事が促進されている。県としては、国に事業促進を働きかけるとともに、事業推進に積極的に協力していきたい。

②北播磨地域

- ・ 西脇北バイパス（約5.2km）は、平成24年度の暫定供用を目指し、用地取得及び改良工事等が進められており、西脇バイパス（約2.1km）は、平成19年度に4車線化事業に着手し、橋梁工事等が進められているところである。

県としても、早期完成が図られるよう国に要望するとともに、事業推進に積極的に協力してまいりたい。

- ・ 国道427号については、渋滞を解消し、安全・円滑な交通の確保を図るため、多可郡中町において平成11年度から曾我井バイパス（L=約1.8km）の整備を進めている。このうち、バイパス区間（L=約1.3km）については、早期に供用を図るべく、現在、道路改良工事を進めているところである。残る区間についても、変則交差点における渋滞解消を図るため、早期整備に取り組んでいく。
 また、国道427号の交通安全対策については、通学路などで歩道が未設置の区間や歩行者・自転車が集中する交差点等を整備しており、現在、多可町奥中、西脇市下戸田において自歩道の整備、交差点改良を進めている。
- ・ 本県道については、三木市高木から末広地区及び加西市北条町の2箇所においてバイパス整備を推進中であり、今後も引き続き整備を推進していく。
- ・ 県道85号線の桃坂地区の拡幅整備については、これまで整備を進めてきたが、現在、用地交渉が難航していることなどから、工事が中断している。
 県道353号線の拡幅整備については、高畑地区において事業を推進しており、平成20年度末で完了する予定である。
 県道118号線の拡幅整備については、来住小学校付近において実施中であり、平成21年度も引き続き事業を推進していく。
- ・ 県が管理する三木市内の神戸市から三木市までのアクセス道路としては、神戸三木線、平野三木線、神戸加東線、三木三田線がある。
 三木三田線については、三木市大塚～平野三木線迄の志染バイパス4.2kmを平成18年9月に開通させ、続く平野三木線から神戸加東線迄のバイパス計画については、昨年末改訂した社会基盤整備プログラムにおいて、後期着手として位置づけた。平野三木線については、市境から三木三田線志染バイパスの間の4車線改良を終了している。その他、神戸三木線、神戸加東線は、いずれも2車線が確保されており、当面、整備の予定はない。

③東播磨地域

- ・ 東播磨南北道路（約13km）については、平成10年6月に地域高規格道路の計画路線に指定され、現在県で順次整備を進めている。このうち第1期事業の加古川中央JCT（加古川バイパス）～八幡南IC間（約5.2km）については、県立加古川医療センター（仮称）の平成21年11月開設に合わせた神野ランプ～（仮称）県立加古川病院ランプ間（約1.5km）の部分供用、さらには平成25年度の八幡南IC以南の全線供用を目指し、鋭意、用地取得及び工事を進めている。また、第1期事業の完成後、八幡南IC～八幡北ランプ間（約2.5km）を第2期事業として事業化し、社会基盤整備プログラムの後期期間内に完成させる予定である。
 東播丹波連絡道路（約30km）については、平成10年6月に地域高規格道路の計画路線に指定され、現在国により順次整備が進められている。このうち西脇北バイパス（約5.2km）については、平成24年度の暫定供用を目指し、用地取得及び改良工事等が進められており、西脇バイパス（約2.1km）については、平成19年度に4車線化事業に着手し、橋梁工事等が進められているところである。
 今後も、これら事業中区間の整備促進に努めるとともに、東播磨南北道路や東播丹波連絡道路の未着手区間の事業化に向けた準備や構想路線である東播磨内陸道路の具体化について、国と連携しながら検討していく。
- ・ 国道2号のうち、加古川市内中心部については、中心市街地の活性化に向けて、平成18～19年度にかけて、県、加古川市、加古川商工会議所から構成される「加古川駅の周辺にふさわしいまちづくり検討会」により、まちづくりの方向やまちづくりと一体となった国道2号等の道路整備のあり方について検討を進めてきた。

県では、同検討会での検討結果も踏まえて、今年度策定した社会基盤整備プログラムにおいて、まず、国道2号の尾上小野線から平野神野線までの間について、後期（平成26～30年度まで）に着手する区間として位置づけたところである。

今後、地域のまちづくりの状況などを踏まえつつ、当該区間の事業化に向けて、引き続き加古川市及び加古川商工会議所等と連携し検討していく。

- ・ 都市計画道路尾上小野線は、東播磨南北道路と連絡し、東播磨地域の臨海部と内陸部を連携し地域の活性化に資する路線である。国道2号との交差点に集中する交通を分散させるとともに、渋滞交差点解消プログラムに位置付けられている「野口交差点」の渋滞解消のため、国道2号から県道野口尾上線までの区間について、平成18年度に事業着手し、現在鋭意用地買収及び物件移転補償を進めている。今後も東播磨南北道路の供用に併せた完成を目指し鋭意努力して参りたい。
- ・ 加古川北インターチェンジの周辺道路としては、県道高砂北条線の整備を推進しており、国道2号加古川バイパス西井ノ口交差点以北の神吉バイパス（1.6km）について平成18年9月に完成供用させたところである。引き続き北伸する宮前バイパスの整備を推進していく。
- ・ 都市計画道路朝霧二見線は、東播磨地域臨海部の東西幹線道路であるが、歩道等も未整備であることから、安全性等の向上のため新明町付近の404mについて平成21年度完成を目指して事業中である。なお、新明町以西については、林崎町工区として社会基盤整備プログラムの前期（H20～H25）着手、後期（H26～H30）完了に位置付けており、明石市内の街路事業の進捗状況等も考慮しながら、事業着手して参りたい。

④中播磨地域

- ・ 国道250号は、神戸市を起点として岡山市に至る延長約170kmの幹線道路であり、姫路市域においては臨海部の工業地帯を結び、産業を支える大動脈としての役割を担うとともに、地域の生活道路としても利用されている。

このうち、姫路市内において整備を進めている飾磨バイパスは、国道250号の渋滞解消や自転車・歩行者交通の安全性向上などを目的とした道路で、これまでに現道拡幅区間（延長1.1km）を部分供用しているが、液晶パネル新設工場から姫路バイパス市川ランプへのアクセス道路として大きな役割が期待されることから、残る市川浜手大橋を含むバイパス区間（延長1.9km）について、平成21年9月の供用開始を目途に、現在、改良工事等を推進しているところである。

⑤西播磨地域

- ・ **【中国横断自動車道姫路鳥取線の早期建設】**

中国横断自動車道姫路鳥取線は、山陽、山陰及び中国地方の山沿いの地域を山陽自動車道や中国縦貫自動車道と連携しながら一体的に結び、輸送時間の短縮、沿道地域の産業や経済、生活や文化の発展に不可欠な道路と認識しているところである。また、播磨科学公園都市へのアクセスとして、西播磨地域を中心とした経済・文化・交流の発展にも寄与する道路である。

県としては、姫路鳥取線の必要性、重要性を踏まえ、高速ネットワークとして早期に整備するよう、引き続き、国及び西日本高速道路株式会社に要望してまいりたい。

【参 考】事業の概要

- ①山陽自動車道播磨JCT～播磨新宮IC（播磨自動車道）（L=12.8km）

平成15年3月29日供用

- ②播磨新宮IC～中国自動車道山崎JCT（L=11.4km）

平成 18 年 3 月に締結された西日本高速道路(株)と(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において平成 32 年度完成が示され、西日本高速道路(株)により事業が進められており、県としても一日でも早い供用を要望している。

③中国自動車道～岡山県境 (L=9.4km)

新直轄事業として国土交通省により整備が進められている。(平成 21 年度末供用予定) このうち、H20 年度までに西粟倉～河原間 L=32.9 km が供用されており、H21 年度は残る区間のうち、佐用～大原間 L=10.9 km 及び河原～鳥取間 L=9.7 km が供用される予定である。(残る大原～西粟倉間 L=8.8 km は H20 年代前半の供用見込み)

・【国道 2 号(相生～有年間) 拡幅工事の早期完成についての働きかけの強化】

国道 2 号の相生市から赤穂市東有年間については、交通混雑の緩和、交通安全の確保、沿道環境の改善等を図るため、延長約 8.6 km の区間を「相生有年道路」として昭和 60 年度から国が整備を進めている。

現在、全線にわたって用地買収及び工事が進められており、このうち相生市若狭野町鶴亀から同町上松間約 0.4 km については、平成 20 年度の供用が予定されているところである。県としては、国に事業促進を働きかけるとともに、事業推進に積極的に協力してまいりたい。

・【相生湾埋め立てに伴う国道 250 号バイパスの早期完成】

線形不良と歩道未設置区間の解消を図るため、相生港の埋め立て整備事業等と連携しながら整備を図ることとしており、早期の事業着手を検討している。

・【県道竜泉那波線】

県道竜泉那波線は、国道 2 号竜泉交差点から国道 250 号を結ぶ南北幹線道路であり、相生市内の慢性的な渋滞解消や主要地方道相生穴栗線と一体となり播磨科学公園都市と相生市、赤穂市を連絡する役割を担っている。

本路線の全体延長 2.8 km のうち国道 2 号以南約 1.6 km の区間が供用しており、残る区間についても、平成 16 年度から国庫補助事業として事業着手している。今後も地元協力を得ながら、早期完成に向け整備を推進していく。

・【国道 250 号高取峠のトンネル化の早期実現】

高取峠については、現道は 2 車線改良済みであり、二次改築を必要とするほどの交通量や峠全体での大幅な速度低下は生じていないため、トンネル化は中長期的な課題と考えている。

⑥但馬地域

・【北近畿豊岡自動車道】

北近畿豊岡自動車道については、国により順次整備が進められており、平成 18 年 7 月に春日和田山道路が全線供用した。また、和田山八鹿道路は平成 23 年度の供用を目指し工事が進められるとともに、八鹿日高道路及び日高豊岡南道路については、早期工事着手に向けて平成 18 年度から調査・設計が進められている。さらに、豊岡道路については、平成 20 年 9 月に学識者、地域代表、行政で構成する懇談会で概略ルート帯の推奨案等がとりまとめられたところであり、これを踏まえて国が概略計画の作成を進めるなど、都市計画手続き着手に向けた準備を進めている。県としては、必要な財源確保と事業促進を国に強く働きかけるなど、和田山以北の早期完成に向けて引き続き取り組んでいく。

・【鳥取豊岡宮津自動車道】

鳥取豊岡宮津自動車道については、国道 178 号の整備状況等を踏まえ、緊急性、有効性の高い区間から順次整備を進めており、平成 17 年 3 月の香住道路(L=6.2 km)の供用に続き、昨年 11 月には鳥取県との県境部に位置する東浜居

組道路（L=3.5km うち兵庫県内 1.9km）の供用を開始したところである。

また、香住道路の西側区間である余部道路（L=5.3km）についても、現在、平成 22 年度の供用に向けて、トンネル・橋梁等の工事を進めている。

余部道路の西側区間である浜坂道路（L=9.8km）については、平成 21 年 3 月に事業採択されたところである。今後、速やかに測量・設計等に着手し、早期整備に取り組んでいく。

・【播但連絡道路】

播但連絡道路では、これまで積雪時はノーマルタイヤ車が通行できるよう除雪が完了するまで通行止めを行っていたが、公安委員会との協議の結果、平成 21 年 2 月から朝来インターから和田山ジャンクション間で、冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ、チェーンなど）を装着している車のみ通行させることを試行的に実施している。

来年度は安全対策工事等の実施後、試行範囲を市川北ランプ～和田山ジャンクション間に拡大し、冬用タイヤの指導体制や安全対策等に問題が無ければ、平成 22 年度より本格実施に移行する予定である。

これにより、播但連絡道路の冬季の円滑な交通を確保できると考えている。

・【円山川右岸道路】

円山川右岸道路については、線形不良区間の舞狂地区において整備を進め、平成 20 年 3 月末に完成したところである。これより以北は、町道坂本線（2 車線）を經由し、平成 14 年 10 月に開通した円山川右岸地区ふるさと農道（2 車線）により、豊岡市日高町赤崎で国道 312 号に接続することとなった。また、平成 15 年 9 月には国道 312 号日高南バイパスが開通したことに加え、北近畿豊岡自動車道の整備も具体化していることから、円山川右岸道路の北伸については、今後の交通の動向を見ながら慎重に判断していく必要があると考えている。

7. 総合交通体系等の整備

（4）鉄道網の整備

下記の県内鉄道網の整備について、関係機関と連携し推進されたい。

①東播磨地域

- ・西明石駅への「ひかり」「のぞみ」の停車本数の増加。
- ・JR 加古川駅への特急列車の停車。
- ・山陽本線上り最終電車時刻の繰り下げ。

②北播磨地域

- ・JR 加古川線（加古川～谷川間）の増便と高速化（快速電車の導入）。
- ・神戸電鉄粟生線の全面複線化と地下鉄西神山手線の西神中央駅以北への延伸の検討。
- ・谷上駅以北の新たな鉄軌道設置の検討。

③西播磨地域

- ・JR 相生駅に停車する新快速電車（赤穂行き・上郡行き）の延長運行本数の更なる増加及び智頭急行の特急列車停車。
- ・JR 赤穂線と新幹線との接続利便性の向上。

④但馬地域

- ・JR 福知山線（篠山口～福知山線間）、山陰本線（福知山～城崎温泉間）の複線化と城崎温泉以西（城崎温泉～伯耆大山間）の電化及び利用率向上のためのダイヤ編成。

- ・ J R 山陰本線（福知山～鳥取間）の高速化。
- ・ J R 山陰本線余部鉄橋の橋梁架け替えの早期完成。
- ・ J R 播但線（姫路～和田山間）の直通運転、同線（寺前～和田山間）の電化・高速化。

【回答】

（４）鉄道網等の整備

①東播磨地域

- ・ **【西明石駅への「ひかり」「のぞみ」の停車本数の増加】**

西明石駅での停車本数については、従来からの毎時上下各 1 本の「ひかり」停車に加え、平成 20 年春のダイヤ改正により、早朝西明石駅始発東京駅行き「のぞみ」1 便が新設され、東京方面への利便向上が図られた。

新幹線の停車駅は、広域交通の拠点として重要な役割を果たすものであり、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、J R 西日本に働きかけていきたい。

- ・ **【J R 加古川駅への特急列車の停車】**

現在、加古川駅には、特急列車「はまかぜ」が、冬季限定（11 月～3 月）で、通常列車が 1 日 1 往復、臨時列車が 1 日 1 往復停車しているところであるが、加古川駅停車本数の増加については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、J R 西日本や智頭急行(株)に働きかけていきたい。

- ・ **【山陽本線上り最終電車時刻の繰り下げ】**

加古川駅での山陽本線上り最終発車時刻は 23 時 37 分であるが、最終電車時刻の繰り下げについては、需要の動向を勘案しながら、J R 西日本に働きかけていきたい。

②北播磨地域

- ・ **【J R 加古川線（加古川～谷川間）の増便と高速化（快速電車の導入）】**

J R 加古川線は、広域的な路線であるとともに、生活路線として、沿線地域の重要な公共交通であり、平成 13 年度に電化事業に着手し、平成 16 年 12 月に開業した。一方、J R 西日本は、地域の輸送需要に見合った便数を確保しており、現在の利用状況では、新たな利便性向上策を講じることは困難としている。

このため、乗車人員の増加を目指し、加古川線等利用促進・沿線地域活性化協議会のもと、駅アクセスの改善、集客イベントなど、地域をあげた賑わいづくりに取り組んでいる。

県としては、これらの取り組みにあわせ、沿線施設の整備動向も踏まえながら、快速電車の導入や増便等のダイヤ改善について J R 西日本に働きかけていきたい。

- ・ **【神戸電鉄粟生線の全面複線化】**

神戸電鉄粟生線は、北神急行や神戸市営地下鉄と連結し、北神・北摂・丹波・北播磨地域と神戸都心部とを結ぶ基幹都市鉄道である。

粟生線の複線化については、沿線の住宅開発等に伴う需要に対応しながら、鉄道事業者において整備が進められ、西鈴蘭台～藍那間、川池信号場～押部谷間で複線化済みとなっている。しかし、現在粟生線の輸送人員は、平成 4 年度をピークとしてその後減少を続け、平成 19 年度には約半分まで減少しているため、押部谷以遠については、現状の単線による輸送力でも余裕が生じており、鉄道事業者の新たな複線化の検討は難しい状況にあると考える。

・【地下鉄西神山手線の西神中央駅以北への延伸検討と谷上駅以北の新たな鉄軌道設置の検討】

地下鉄西神山手線の西神中央駅以北への延伸および谷上駅以北の新たな鉄軌道については、平成 18 年 3 月に作成した「ひょうご交通 10 ヶ年計画」において、今後の長期的な検討課題として、社会経済情勢の変化等を見ながら必要に応じて検討していくこととしている。

③西播磨地域

・【JR相生駅に停車する新快速電車(赤穂行き・上郡行き)及び智頭急行】

新快速電車の延長運行については、平成 17 年 3 月のダイヤ改正で、播州赤穂駅へ 15 本の延伸運行が実現した。また、平成 18 年 3 月のダイヤ改正では、その新快速の車両増結が実現するなど、逐次、利便性の向上が図られているところである。

現在、相生駅には、智頭急行線乗り入れの特急列車「スーパーはくと」が、冬季限定(11月～3月)で、1日に大阪方面2本、鳥取方面2本が停車しているところであるが、相生駅停車本数の増加については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、JR西日本や智頭急行㈱に働きかけていきたい。

・【JR赤穂線と新幹線との接続利便性の向上】

相生駅でのJR赤穂線と新幹線との接続時間の短縮については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、JR西日本に働きかけていきたい。

④但馬地域

・【JR福知山線、山陰本線の複線化と城崎温泉以西の電化およびダイヤ編成】

山陰本線・福知山線は、京都・大阪方面と山陰地域を結ぶ幹線鉄道であるとともに、生活路線として沿線地域の重要な公共交通であるが、JR西日本は、現在の利用実態を踏まえると複線・電化の早期事業化は困難であるとしている。

このため、山陰本線・福知山線の利用者の増加を図るため、鉄道利用意識啓発のためのシンポジウムの開催などに取り組むとともに、利用者ニーズに応じた普通列車の増便や乗り継ぎの改善等について、JR西日本に働きかけていきたい。

・【JR山陰本線(福知山～鳥取間)の高速化】

平成 22 年度の余部橋梁架替による安全性・定時制確保の効果を最大限に発揮させるため、平成 21 年度より、沿線市町やJRと共に、駅信号施設の改良や特急「はまかぜ」への新型車両導入による速達性向上等、JR山陰本線の輸送改善事業に着手する。

・【JR山陰本線余部鉄橋の橋梁架け替えの早期完成】

平成 22 年秋の新橋への架け替えをめざし、円滑な事業進捗を図っている。

・【JR播但線の直通運転、同線の電化・高速化】

JR播但線は、但馬地域と播磨地域を結ぶ県内南北幹線鉄道として重要な路線であり、平成 10 年 3 月には、姫路～寺前間の電化・高速化整備が完成している。

JR西日本は、地域の輸送需要に見合った運行を行っており、寺前～和田山間の電化および姫路～和田山間の直通運行は困難であるとしている。

このため、県としては、播但線の利用者の増加を図るため、集客イベントなどに取り組むとともに、利用者ニーズに応じた普通列車の増便や乗り継ぎの改善等について、JR西日本に働きかけていきたい。

なお、高速化については、平成 21 年度より、沿線市町やJRと共に、駅信号施設の改良や特急「はまかぜ」への新型車両導入による速達性向上等、JR播但線の輸送改善事業に着手する。

8. その他

(1) 安心・安全なまちづくりの推進

- ① 全国各地で地震、豪雨などの自然災害から県民の生命や安心・安全な生活を守るため、治山・治水や海岸保全の対策事業の推進や、老朽化した公共建造物の耐震化やリニューアルなど、防災・減災に向けた都市基盤整備を一層推進されたい。また、県民各層の耐震意識を向上させるとともに、安心・安全な住環境の整備が急務であり、現行の耐震基準を満たさない住宅や建物の耐震化を促進するため、耐震診断や改修の補助を増額するなど支援策を拡充されたい。
- ② 医師の地域偏在や診療科偏在が顕著となる中、県民が安心して診療を受けることができるよう、県医師会のドクターバンク事業への支援、研修医の県職員採用など医師不足解消に向け医療確保緊急対策に引き続き取り組まされたい。特に但馬地域等地方では医師不足が深刻化しており、地域医療の確保に向けて配慮されたい。
- ③ 県民が安全に安心して暮らせるよう交番の増設や警察官のパトロール強化等防犯対策を強化されたい。

【回答】

(1) 安心・安全なまちづくりの推進

- ① 元気ひょうごを進めるうえで、安全・安心の確保は最重要課題と考えている。

このため、阪神淡路大震災や過去の台風などの経験を踏まえ、公共施設の耐震化や津波対策、河川改修、高潮対策、土砂災害対策などのハード対策に加え、災害時に県民が的確に判断や行動をするためのソフト対策など、きめ細かな防災・減災対策を推進しているところである。

平成16年の台風第23号などの大規模降雨災害や来るべき東南海・南海地震などを踏まえ、自助・共助・公助の観点から、森や山、川、海の流域全体にわたり、治山・治水に関する総合的な防災・減災対策を推進するため、ハード・ソフト両対策について基本方針などをまとめた「ひょうご治山・治水防災実施計画」を平成18年度に策定した。この「ひょうご治山・治水防災実施計画」に基づき、各地域の自然地形や土地利用状況等を踏まえ、流域の視点から見た森や山、川、海における今後10年間の対策を示す「流域ごとのアクションプログラム」を策定し、減災社会の実現に向けた自助・共助・公助による取り組みを推進していく。

さらに、平成21年度から、「わが家の耐震改修促進事業」について、①事業実施予定戸数を拡大する（400戸→500戸）、②工事費補助額に一定額を加算する（補助金限度額20万円/戸）など制度を拡充し、住宅の耐震化を一層促進する予定である。また、県有施設については、阪神・淡路大震災以降、耐震診断を実施すると共に、その結果から、災害時における施設の用途が、応急対策活動に必要なもの（庁舎、警察署、県立病院等）や、避難所等として位置づけられているもの（県立高等学校等）について優先的に耐震化を図ることとし、順次計画的に整備を進めている。

- ② 医師の地域偏在や診療科偏在により、診療科を休止、廃止する医療機関が増加してきている状況にある。

県では、医師確保対策として、県医師会のドクターバンク事業と連携した医師確保や女性医師への支援等の「勤務医師の量的確保対策」、神戸大学医学部等への寄附講座設置等の「地域偏在や診療科偏在への対応」、さらにへき地医療拠点病院の整備等の「医療提供体制の整備」など総合的に取り組んでいる。

長期的安定的な医師確保のため、国の医学部定員増に対応した義務年限付きの修

学資金の枠を拡大し、自治医大・兵庫医大・神戸大医学部で毎年合計 12 名をへき地勤務医師として養成するほか、①臨床研修病院合同説明会による初期研修医の県内への誘導・確保、②小児科など不足する診療科に係る初期研修修了医（卒後 3 年目）の採用制度の運用強化、③後期研修修了医（卒後 6 年目）を県職員として採用し公立病院等に派遣する仕組みの新設、などに取り組むこととしている。

さらに、産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当を支給する産科医療機関に対し、その経費の一部を助成することとしている。

引き続き、地域・診療科偏在に対応できるよう臨床研修体制の見直し等を国へ提案していくとともに、医師の勤務環境の改善と対象別の医師確保の取組により、安定的な医療体制の確保に努力していく。

- ③ 交番の設置については、昼夜の人口、世帯数、面積、事件・事故の発生状況等の治安情勢を総合的に勘案して、その必要性について判断している。

交番を増設することは、地域警察官の分散配置により、いわゆる「空き交番」を生じる要因となり得ることから、設置判断には慎重を期しているところであるが、治安情勢の変化などを考慮して、交番の設置が真に必要な所については、増設も行っている。

防犯対策としては、現在、犯罪の発生実態に応じたパトロールや駐留警戒による抑止・検挙活動や、地域住民に対する声かけを積極的に行うセーフティーコール活動を推進している。また、子ども等の安全対策として、通勤、通学時間帯の警戒力を強化するため午前 9 時 30 分交替制の導入や、交番を拠点としたパトカーの前進配置などにより、県民の安心感の醸成に努めている。

一昨年からは、制服を着用してのコンビニエンスストアへの立ち寄り強化や、子どもの安全対策として登下校時間帯に重点指向したパトロールなど、制服警察官の存在感を示す活動を展開している。

また、交番だより等のミニ広報紙による情報発信活動を通じてタイムリーな犯罪や事故の情報提供に努めているほか、「子どもの声かけ事案等ハザードマップ」を作成し、子どもを犯罪から守るための活動を強化している。

今後とも、より効果的な地域警察活動の推進に努め、地域住民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に積極的に取り組むこととしている。

8. その他

(2) 学校教育の充実

兵庫県教育委員会におかれては、道徳教育実践推進アクションプランの成果を踏まえ、学校全体での推進体制を構築するとともに家庭や地域と連携を図り、子どもの倫理観や道徳心の向上に一層努められたい。

【回答】

(2) 学校教育の充実

小・中学校における道徳教育の充実をめざし、これまで、学校全体で道徳教育を推進する体制の構築を図るため、「道徳教育充実事業」として道徳教育推進教師を養成する教員研修の実施や、オープンスクール等の機会を活用した「道徳の時間」の授業の公開を促進し、地域や保護者と連携した道徳教育の充実に努めてきた。

平成 17 年度に開発した「命の大切さを実感させる教育プログラム」や、阪神・淡

路大震災の教訓を踏まえ作成した防災教育副読本「明日に生きる」、地域にゆかりの人材を教材化する『地域教材の開発』指導資料』等の普及啓発を図るなど、道徳の時間の充実に向けた授業展開の支援を行ってきたところである。

また、道徳の学習で培った道徳心を様々な体験的活動を通じて、生徒一人ひとりに道徳的実践力として身につけさせることが重要であることから、引き続き、小学校での「環境体験事業」や「自然学校」、中学校での地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」等の充実を図り、すべての校種を通じた体験的な学習の充実を図ることとしている。

さらに、平成20年3月に改訂された小・中学校学習指導要領においては、改正教育基本法の趣旨を踏まえ、道徳教育の充実として、①指導内容の重点化、②体験活動の推進、③教材の充実、④指導体制の充実等を柱とする道徳教育の充実が示されたことを受け、平成21年度は、これまでの取組に加え、新学習指導要領で示された道徳教育の指導の重点化に対応するため、特に「生命を尊重する心の育成」や「規範意識の育成」の重点的・体系的に指導すべき分野について児童生徒の発達段階に応じた、教師用「指導の手引き」を作成することとしている。

また、児童生徒に生きることの魅力や意味の深さについて考えさせるため、新たに兵庫の先輩の多様な生き方考え方等に触れる「道徳教育副読本」の開発・作成に向けた検討を行う。

8. その他

(3) 企業の社会貢献活動支援

地域社会の持続的な発展に向けて、「未来社会をつくる子供たちの啓発活動」として、ものづくり教室や児童向け理科教室を開催するなど、社会貢献活動している企業への県施設の活用支援を願いたい。

【回答】

(3) 企業の社会貢献活動支援

県では、企業の社会貢献活動を促進するためには、大企業が中心となっている活動の裾野を中小企業にまで広げていく必要があると認識しており、県レベルでは顕在化しにくい「地域密着型の社会貢献活動を実践している県内中小企業」を中心に発掘・顕彰することを通じて、これらの活動の気運醸成を図っている。

このため、地域に密着した社会貢献活動を実施している中小企業等に対しては、その活動等を県のホームページで紹介したり、社会貢献企業として表彰するなどの活動支援を行っている。

また、活動の裾野をさらに広げるため、社会貢献企業や同活動に関心のある企業、NPO支援機関等により情報・意見交換を行い、その成果を情報発信していくため、社会貢献活動の事例発表会も実施する予定である。

今後とも、これらの活動に対する新たな支援策について検討してまいりたい。